

～丸亀市子ども・子育て支援事業計画～

(愛称)丸亀市こども未来計画

(平成 27 年度～31 年度)

(素案)

閲覧用

平成 27 年 1 月 23 日版

丸亀市

※このページの前に、「市長のあいさつ」が入ります。

児童憲章

(昭和 26 年 5 月 5 日宣言)

- すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。

子ども・子育て支援法

(平成 24 年 8 月 22 日 法律第 65 号)

(平成 26 年 6 月 13 日改正)

【目的】

第1条

この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【市町村子ども・子育て支援事業計画】

第61条

市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

目次

第1章	計画の概要	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画の期間	2
4.	計画の対象	3
5.	計画の策定体制	3
6.	計画の基本的な考え方	5
7.	計画の推進に向けて	7
第2章	丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況	8
1.	人口・世帯の状況	8
2.	少子化の状況	11
3.	女性の就労状況	13
4.	幼稚園・保育所等の状況	15
5.	小学校・中学校の状況	19
6.	将来推計人口	21
第3章	子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進	23
1.	子ども・子育て支援新制度における事業の全体像	23
2.	教育・保育提供区域の設定	25
3.	教育・保育の量の見込みと確保方策	29
4.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	43
5.	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	58
第4章	子ども・子育て支援施策の推進	60
基本目標1	子どもの生きる力を育成します	61
1.	遊び場・子どもの居場所づくり	61
2.	総合的な放課後児童対策	62
3.	いじめ・不登校対策	64
4.	有害環境対策と非行等防止対策	65
5.	成人期に向けての健康づくり・保健対策	66
6.	子どもの心身の育ちを助ける食育の推進	67
7.	人間性や個性を育む環境整備	68
8.	総合的・継続的な障がい児支援	69
基本目標2	子育て家庭を応援します	70
1.	切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策	70
2.	相談支援・情報提供	71
3.	地域における多様な保育ニーズ等への対応	72
4.	児童虐待防止対策	73

5. 家庭の教育力の向上	74
6. 経済的支援	75
7. 配慮が必要な家庭への支援	76
基本目標3 地域の良さを活かした連携を推進します	77
1. 安全・安心なまちづくり	77
2. 子育てバリアフリーのまちづくり	78
3. 仕事と子育てが両立できるまちづくり	79
4. 人材育成・支援	80
資料編	81
1. 計画の策定経過	82
2. 丸亀市子ども・子育て会議委員名簿	84
3. 丸亀市子育て支援推進会議設置要綱	85
4. 子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組み一覧	87
5. 用語の解説	97

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国は世界に類を見ないスピードで少子高齢化が進行しています。こうした少子化の急速な進行は、社会や経済、地域の持続可能性を基盤から揺るがす事態をもたらしており、次代を担う子どもたちがたくましく育ち、自立した責任感のある大人となっていく社会は、すべてに優先されるべき時代の要請となっています。

そこで、国は平成 15 年に少子化社会対策基本法とともに次世代育成支援対策推進法を制定し、その後、国の基本施策として少子化社会対策大綱を定め、少子化の流れを変えるための施策を強力に推進してきました。

しかし、その後も少子化に歯止めがかかっていないことや、子育てに関して孤立や負担を感じる家庭の増加、都市部を中心とした待機児童問題、地方では子どもの人口減少から集団生活ができない地域が生じるなどの問題に対応するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援関連3法が成立し、同法に基づき平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度がスタートすることとなりました。

新制度では、社会全体で費用負担を行い、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを、市町村が主体となって推進することとなっており、全国の市町村で就学前の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を明記する『市町村子ども・子育て支援事業計画』を策定することになりました。

また、平成 26 年4月には、次世代育成支援対策推進法の一部改正が行われ、有効期限が平成 37 年3月 31 日までに延長されました。

このような状況を受け、丸亀市では、法定計画である『市町村子ども・子育て支援事業計画』と平成 26 年度末で終了する『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の後継計画を一体的に策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的根拠と性格

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法の改正を踏まえ、平成26年度で終了する『丸亀市次世代育成支援行動計画（後期計画）』の後継計画を一体的に策定し、本市の子ども・子育て支援に関する施策を体系化することにより、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどのさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

さらに、この計画は、『丸亀市母子保健計画』の内容を含んでいます。

(2) 他計画との関係

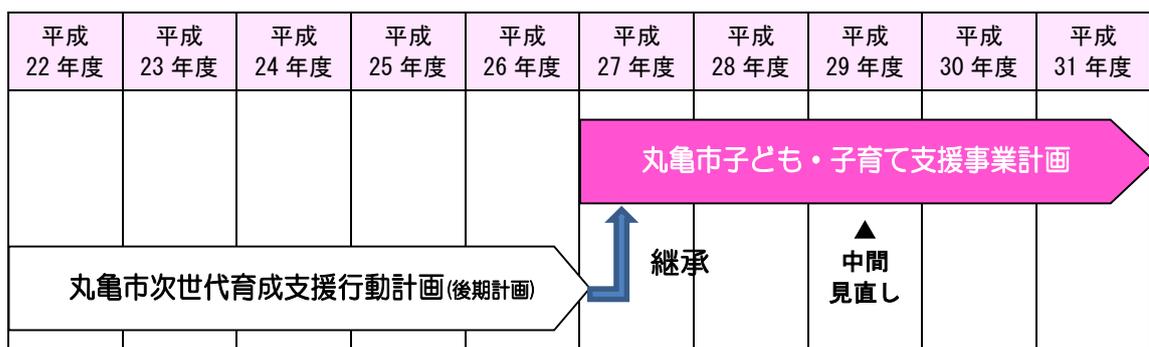
この計画は、本市のまちづくりの総合的な指針である『丸亀市総合計画』を上位計画として、子どもを生み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

また、この計画は、『地域福祉計画』『障害者基本計画』『障害福祉計画』などの子ども・子育て支援に関する事項を定める諸計画との整合性を図って策定します。

3. 計画の期間

この計画は、子ども・子育て支援法で規定する平成27年度から平成31年度の5年間で計画期間とします。

また、計画期間中においても、社会状況や本市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて平成29年度に中間見直しを行います。



4. 計画の対象

この計画は、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までの子どもとその保護者や家庭、地域住民、事業者、学校など、すべての個人及び団体等を対象とします。

5. 計画の策定体制

本計画は、策定の段階から積極的な住民参加によって計画づくりを行いました。

(1) 丸亀市子ども・子育て会議による審議

学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関など子育て当事者で組織する「丸亀市子ども・子育て会議」を10回開催し、就学前の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策、今後必要とする施策についての検討・審議を行い、その答申を本計画の策定に反映させました。

(2) 丸亀市子育て支援推進会議（庁内体制）

策定にあたっては、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するための庁内体制である「丸亀市子育て支援推進会議」を開催し、『次世代育成支援行動計画（後期計画）』の進捗状況やヒアリング調査の結果、新たな課題などをもとに、素案の検討や調整を行い、計画の策定につなげました。

(3) 実態とニーズの把握

【アンケート調査の実施】

子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的ニーズなどを詳細に把握するため、本市に在住する就学前児童及び小学生の保護者を対象に、「丸亀市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	就学前児童の保護者	小学生の保護者
標本数	4,950人(全世帯)	1,000人(住民基本台帳による無作為抽出)
	但し、同一世帯において子どもが重複する場合は、無作為に対象児童を1人選び該当する調査を実施	
調査方法	郵送による配布・回収（途中で督促ハガキを送付）	
調査期間	平成25年10月3日～22日	
有効回収数	3,233人	667人
有効回収率	65.3%	66.7%

【ヒアリング調査の実施】

子育て中の当事者及び相談支援機関などにヒアリング調査を実施し、主に発達障がいのある子どもやひとり親家庭などの現状、ニーズ、子育て支援の課題を把握し、本計画の策定に反映させました。

	対象区分	対象数	実施日
子育て中の当事者	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮が必要な子どもの保護者 ・ひとり親家庭の保護者 	10人	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月18日(水) ・平成25年12月19日(木)
相談支援機関	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人 地域は家族・コミュニケーション ・香川県西部子ども相談センター ・こども発達支援センター ・発達障がい者支援センター 	4か所	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年12月19日(木) ・平成26年1月10日(金)

【ワークショップの実施】

「丸亀市の子どもたちの未来を考えるワークショップ」を開催し、市民が本市の現状をどのように捉え、今後どのようにしていきたいのか、市民として何ができるのかを考え、今後のよりよい子育て、子育て環境づくりへの取組みについての協議・検討を行いました。

実施日	参加人数	検討内容
平成26年 2月22日(土)	16人 (3グループに分けて実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市の「強み(よさ)」「弱み(課題)」 ・出された「強み(よさ)」「弱み(課題)」を踏まえて、今後の丸亀市が目指す、子ども・子育て支援の姿(目標像) ・目標像を実現するための取組みのアイデア

(4) パブリック・コメントの実施

市民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント(意見募集)を実施しました。

- ①就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について

実施期間 平成26年8月27日(水)～平成26年9月26日(金)

意見提出 28名(意見件数65件、意見項目54項目)

- ②丸亀市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

実施期間 平成27年1月23日(金)～平成27年2月23日(月)

意見提出 ●名

6. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもは、本市の未来を担う大切な宝です。少子化や核家族化の進行、家庭と地域とのつながりの希薄化などの社会状況の変化に伴い、子どもや子育て家庭をとりまく環境が変化している中で、性別、障がいの有無、貧富の差、国籍などに関わらず、すべての子どもが自己の可能性を最大限に発揮して、明るく健やかに育つことができる環境づくりが必要です。

また、子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、子どもは社会全体の宝でもあり、家庭だけでなく、学校、地域、事業者、行政などのすべての人が、それぞれの役割を認識し、社会全体で子どもや子育て家庭を見守り、心に寄り添い、支えていく必要があります。

社会全体の協働により、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもが夢をもって健やかに育つまち、安心して子どもを生み、喜びや楽しみをもちながら子育てができるまちの実現を目指します。

《基本理念》

地域で支え合い、安全と安心で楽しく子育てができるまち

(2) 基本目標

基本理念の実現のため、『次世代育成支援行動計画（後期計画）』における基本目標の方向性を踏襲し、以下の3つを基本目標に掲げます。

①子どもの生きる力を育成します

子どもはもともと成長する力をもっています。しかし、周囲からの影響を受けやすく、周りの人々による保護が必要です。自立した大人へと成長するためには、子どもが将来に夢を描き、夢をかなえるために誇りと自信をもって努力を続けることができるまちづくりが必要です。人を思いやる優しい心と主体的に生きるたくましい力を育み、それぞれの夢に向かって子どもが成長できる環境づくりを進めます。

②子育て家庭を応援します

家庭は子どもにとって心から安心できる場所であると同時に、初めて接する社会でもあり、大切な役割をもっています。しかし、核家族化が進む中で、親自身が子育てに悩み、不安を抱えているのが現状です。また、女性の社会進出の増加を背景に、子育てと仕事の両立が難しくなっています。子どものしつけに親が自信とゆとりをもってしっかりと関わるために、親の不安を取り除けるようなさまざまな子育てサービスの充実と、男女が互いに尊重し合い、助け合いながら子育てできる環境づくりを進めます。

③地域の良さを活かした連携を推進します

子どもは社会全体の宝であり、子どもの誕生や健やかな成長を地域でも支援していく必要があります。地域の大人たちが、子どもが危険なことや良くないことをしたときに指導や注意をしたり、子育てに悩む親の心に寄り添い、相談相手になったりサポートをするような関係を築くためには、普段からの地域における人間関係づくりや教育力の向上が必要です。子どもがいきいきと学び、のびのびと遊べ、子育て中の保護者が安心して働き、暮らせる頼もしい地域社会づくりを進めます。

7. 計画の推進に向けて

(1) 市内における総合的推進体制の充実

子ども・子育て支援に関する施策はさまざまな分野にわたるものであるため、推進にあたっては、全庁的な体制のもとに、計画の評価・再調整などの継続的な取り組みを行います。

また、今後の社会・経済情勢や国・県の動向の変化に適確かつ柔軟に対応するためにも、必要に応じ計画内容の見直しなどを含めた検討を行います。

(2) 計画の進行管理・評価・チェック

計画の推進にあたっては、各施策が確実に実施されることが前提となります。

目標年次における到達を目指し、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、適宜見直しを行い、その対策に反映させていきます。

また、子ども・子育て支援新制度に係る事業等に関しては、毎年、丸亀市子ども・子育て会議において計画の進捗状況などの点検・評価・見直しについて審議を行います。

(3) 市民や関係団体等との協働体制

取組みを推進するうえで、市民や関係団体・機関などの理解と参加が不可欠です。そこで、この計画を広く市民等に理解していただき、関係団体・機関などの協力を得るために、市の広報やホームページをはじめ、あらゆる機会をとらえて、この計画の周知に努めます。

また、この計画の実施状況などに係る情報をわかりやすく周知し、情報を共有することで、市民や関係団体・機関などが意見や提言を行いやすい環境づくりに努め、協働による計画の推進を図ります。



第2章 丸亀市の子どもと家庭を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

国勢調査をもとに推計した本市の平成25年10月1日現在の人口は110,495人で、平成2年以降増加傾向にあります。年齢3区分別にみると、年少人口が大幅減少、逆に老年人口が大幅増加となっており、少子高齢化が進行しています。また、生産年齢人口は平成12年をピークとして、平成17年以降は減少が続いています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

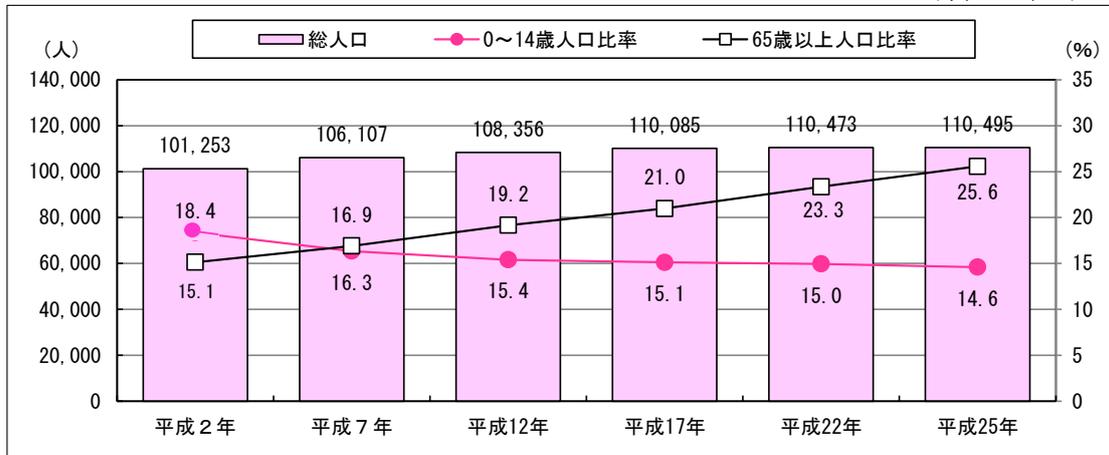
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
総人口	101,253	106,107	108,356	110,085	110,473	110,495
年少人口 (0～14歳)	18,572	17,339	16,689	16,632	16,221	15,851
総人口比	18.4	16.3	15.4	15.1	15.0	14.6
生産年齢人口 (15～64歳)	67,240	70,809	70,901	70,258	66,930	64,901
総人口比	66.5	66.7	65.4	63.9	61.7	59.8
老年人口 (65歳以上)	15,303	17,944	20,760	23,082	25,323	27,744
総人口比	15.1	16.9	19.2	21.0	23.3	25.6
年齢不詳	138	15	6	113	1,999	1,999

資料：平成2年～平成22年は国勢調査、平成25年は推計人口（10月1日）

注記：推計人口とは、国勢調査を基礎とし、出生・死亡数、転入・転出者数を加減して求めた人口（香川県）

総人口比は、年齢不詳を除いて算出した値

(単位：人、%)



(2) 子どもの人口の推移

総人口は微増傾向にあるのに対して、本市の児童人口は減少が続いており、平成2年の23,777人から平成25年には19,224人と4,553人の減少となっています。

児童人口の割合は、平成12年に20%を割り込み、平成25年では17.7%と、平成2年から5.8%減少しています。

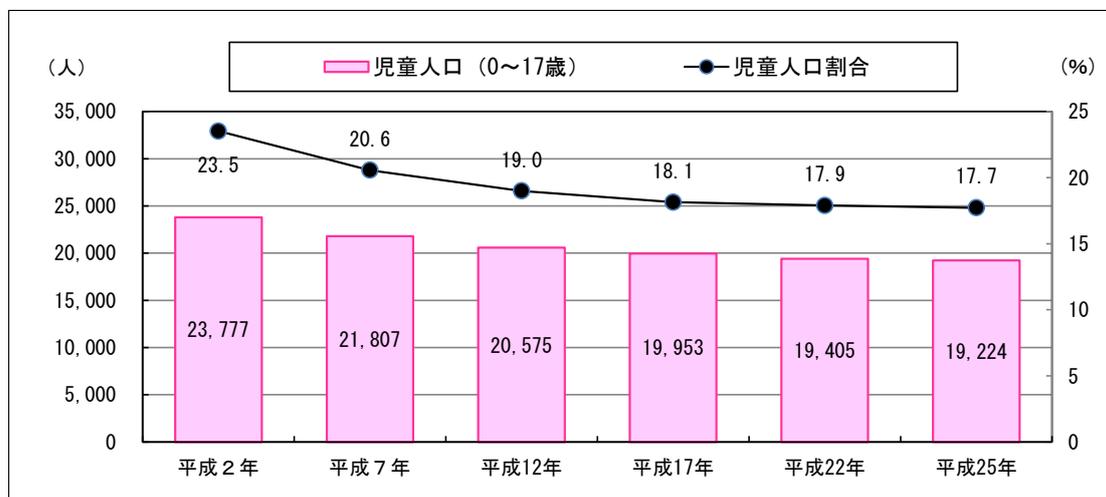
■子どもの人口の推移

(単位：人、%)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成25年
総人口	101,253	106,107	108,356	110,085	110,473	110,495
児童人口(0~17歳)	23,777	21,807	20,575	19,953	19,405	19,224
総人口比	23.5	20.6	19.0	18.1	17.9	17.7
0~2歳	2,909	3,100	3,344	3,275	3,046	3,060
3~5歳	3,268	3,102	3,353	3,492	3,055	3,042
6~11歳(小学生)	7,816	7,019	6,341	6,736	6,720	6,342
12~14歳(中学生)	4,579	4,118	3,651	3,129	3,400	3,407
15~17歳	5,205	4,468	3,886	3,321	3,184	3,373

資料：平成2年～平成22年は国勢調査、平成25年は推計人口（各年10月1日）

注記：推計人口とは、国勢調査を基礎とし、出生・死亡数、転入・転出者数を加減して求めた人口（香川県）



注記：児童人口割合は、年齢不詳を除いて算出

(3) 世帯数の推移

本市の世帯数は、平成2年の31,766世帯から平成22年は42,895世帯と増加を続けています。世帯類型別にみると、「単独世帯」「夫婦のみの世帯」が大幅に増加しており、老年人口の急激な増加を加味すると、「独居老人」「高齢夫婦のみ」の世帯が増えていることがうかがえます。また、平均世帯人員は減少を続け、平成22年には2.50人となっており、核家族化の進行が顕著となっています。

■世帯数及び平均世帯人員の推移

(単位：世帯、%、人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯数	31,766	35,546	38,140	40,501	42,895
単独世帯	5,379	7,273	8,358	9,895	12,217
構成比	16.9	20.5	21.9	24.4	28.5
夫婦のみの世帯	5,870	6,973	8,160	8,837	9,149
構成比	18.5	19.6	21.4	21.8	21.3
夫婦と子ども世帯	11,276	12,071	12,371	12,577	12,420
構成比	35.5	34.0	32.4	31.1	29.0
その他世帯	9,241	9,229	9,251	9,192	9,109
構成比	29.1	26.0	24.3	22.7	21.2
平均世帯人員	3.37	2.99	2.84	2.63	2.50

資料：国勢調査

注記：その他世帯には、世帯類型不詳を含む

世帯数は増加傾向にありますが、「6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯数」は減少しており、本市の平成22年の「6歳未満の子どもがいる世帯数」は4,634世帯、「18歳未満の子どもがいる世帯数」は11,101世帯となっています。また、「18歳未満の子どもがいる世帯数」のうち、祖父母などのその他の世帯員がいない母親又は父親と子どもだけの「ひとり親世帯」を合わせると1,331世帯で、18歳未満の子どもがいる世帯数の約12.0%を占めています。

■子どもがいる世帯数

(単位：世帯、%)

	丸亀市		(参考) 香川県	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
世帯数	40,501	42,895	375,634	389,652
6歳未満の子どもがいる世帯数	5,050	4,634	40,884	37,226
世帯数に対する比率	12.5	10.8	10.9	9.6
18歳未満の子どもがいる世帯数	11,446	11,101	97,586	91,535
世帯数に対する比率	28.3	25.9	26.0	23.5
母親と子どもの核家族世帯	1,114	1,193	8,635	9,084
18歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	9.7	10.7	8.8	9.9
父親と子どもの核家族世帯	118	138	934	917
18歳未満の子どもがいる世帯数に対する比率	1.0	1.2	1.0	1.0

資料：国勢調査

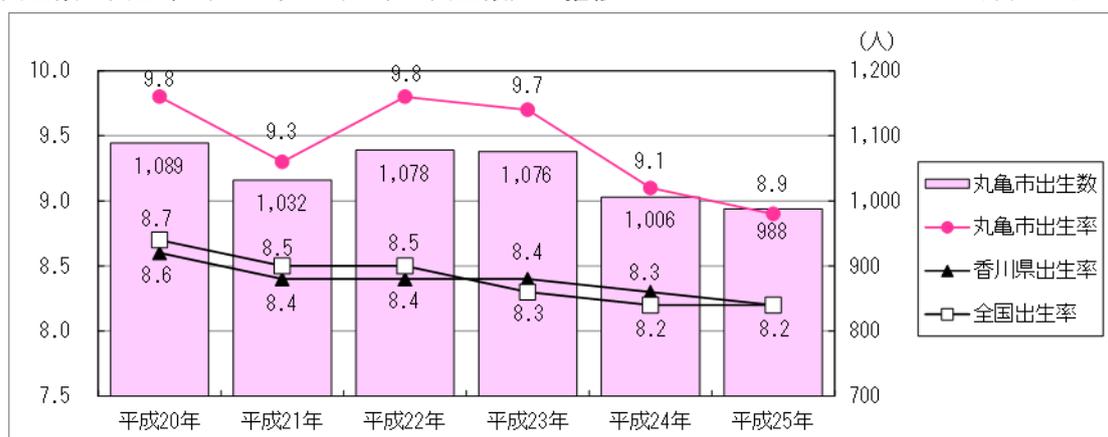
2. 少子化の状況

(1) 出生数・出生率の推移

本市の出生数及び人口千対出生率（人口千人当たりの出生数）は、平成22年には9.8人でしたが、以後減少傾向が続いており、一層、少子化が進んでいることがわかります。なお、本市の人口千対出生率は、香川県及び全国を上回っています。

■出生数・出生率（人口千人当たりの出生数）の推移

（単位：人）



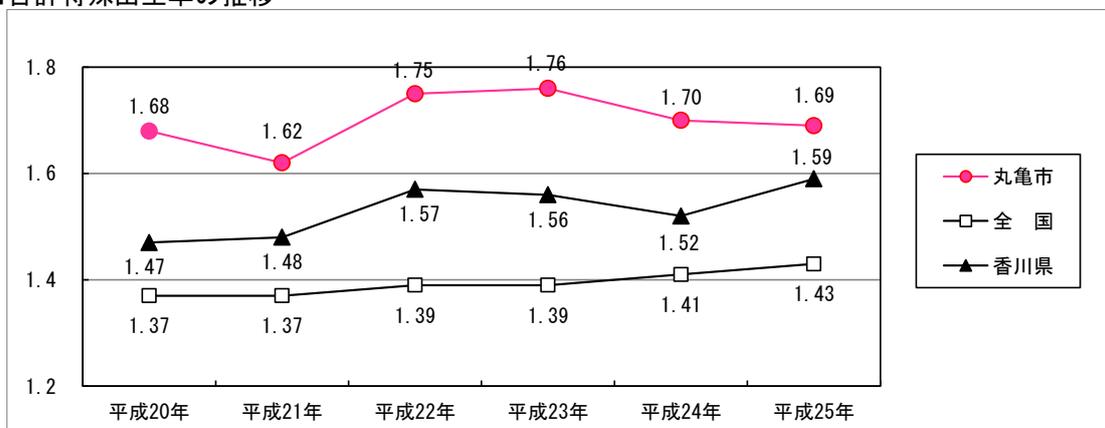
資料：香川県及び全国は「人口動態調査」（厚生労働省）、丸亀市は市調べ

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（女性が一生の間に生む子どもの数）は、近年では、平成23年の1.76をピークに減少傾向にあり、平成25年現在1.69となっています。

全国や香川県と比較すると数値は大きく上回っていますが、現在の人口を維持できる2.08をはるかに割り込んでいます。

■合計特殊出生率の推移



資料：全国及び香川県は「人口動態調査」（厚生労働省）

丸亀市は、母親の年齢5歳階級別出生数（「人口動態調査」厚生労働省）と女性の年齢5歳階級別推計人口（香川県人口移動調査）から算出

(3) 婚姻状況等

本市の婚姻状況は、婚姻件数及び婚姻率ともに増減を繰り返しながらも、人口千対婚姻率（人口千人当たりの婚姻数）では平成20年の5.5件から平成25年の5.2件へと減少しています。これを香川県、全国と比べると、人口千対婚姻率については香川県を上回っていますが、全国と比べると若干下回っています。

離婚状況は、離婚件数及び離婚率ともに増減を繰り返しながらも、人口千対離婚率（人口千人当たりの離婚数）では平成20年の2.32件から平成25年の1.99件へと減少しています。また、人口千対離婚率については、香川県や全国の数値を上回っています。

■婚姻・離婚件数及び婚姻・離婚率の推移

(単位：件、%)

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	
婚姻	婚姻件数	608	605	575	576	568	570	
	婚姻率 (人口千対)	5.5	5.5	5.2	5.2	5.1	5.2	
	参考	香川県	5.3	5.2	5.0	5.0	4.9	4.9
		全国	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3
離婚	離婚件数	257	252	264	219	247	220	
	離婚率 (人口千対)	2.32	2.28	2.39	1.98	2.23	1.99	
	参考	香川県	1.94	1.98	1.95	1.79	1.92	1.81
		全国	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87	1.84

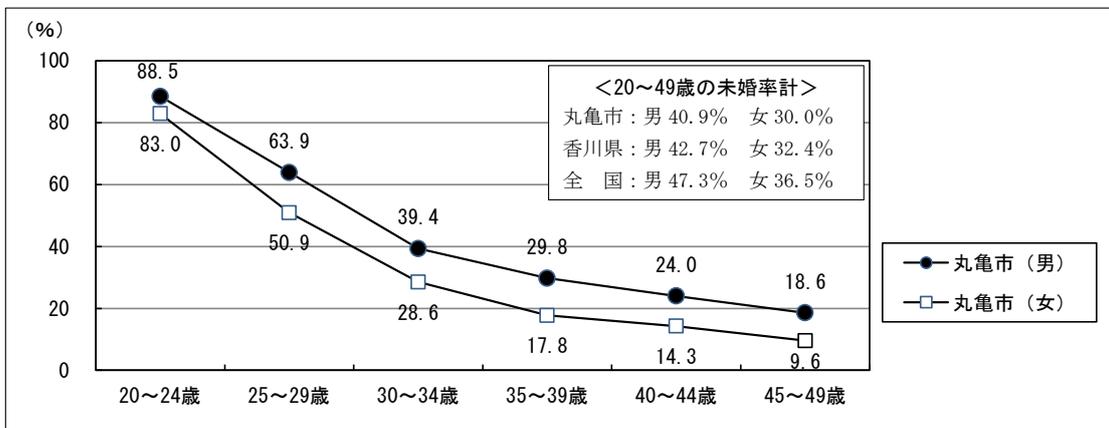
資料：人口動態調査（厚生労働省）、香川県保健統計年報

平成24年、平成25年については、人口動態調査による婚姻件数及び離婚件数と国勢調査を基にした推計人口から算出

平成22年の年齢別未婚率をみると、30歳代前半では、男性の39.4%、女性の28.6%、30歳代後半では、男性の29.8%、女性の17.8%が未婚となっています。20～49歳合計の未婚率は、香川県や全国を下回るものの、男性の約4割、女性の約3割が未婚となっています。

■年齢別未婚率

(単位：%)



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

3. 女性の就労状況

(1) 就業人口の推移

本市の就業人口は、平成12年以降減少傾向となっていますが、就業人口全体に占める女性の割合は、微増傾向となっています。

■男女別就業人口の推移

(単位：人、%)

	平成12年		平成17年		平成22年	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
就業人口	53,981	100.0	53,406	100.0	50,981	100.0
男性	30,829	57.1	30,393	56.9	28,569	56.0
女性	23,152	42.9	23,013	43.1	22,412	44.0

資料：国勢調査

平成22年の就業形態をみると、就業者総数に対する「正規の職員・従業者」の割合は、男性では67.8%を占める一方、女性では41.4%にとどまり、「パート・アルバイト」が40.6%となっています。

■男女別就業形態

(単位：人、%)

	丸亀市				参考	
	就業者数		就業者総数に対する割合※1		香川県 (女性就業者の割合)※1	全国 (女性就業者の割合)※1
	男性	女性	男性	女性		
就業者総数 (従業形態不詳を含む)	28,569	22,412				
正規の職員・従業者	19,198	9,173	67.8	41.4	38.3	41.2
派遣社員	511	528	1.8	2.4	3.6	2.8
パート・アルバイト	2,620	8,989	9.3	40.6	42.4	38.6
役員	2,012	723	7.1	3.3	3.0	3.6
雇用主	3,645	1,114	12.9	5.0	4.8	4.9
家族従業者	321	1,488	1.1	6.7	7.4	8.3
家庭内職者	9	117	0.0	0.5	0.4	0.5

資料：国勢調査（平成22年10月1日）

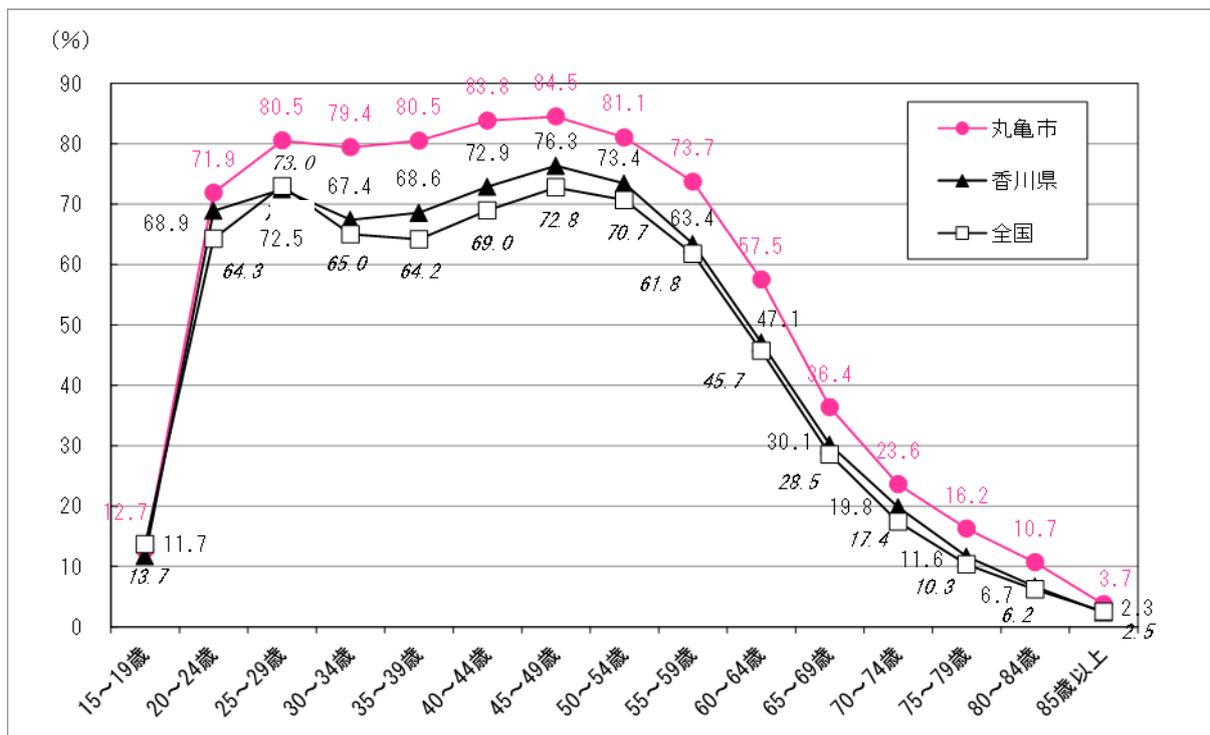
※1：就業形態不詳を除いて割合を算出

(2) 女性の年齢別就業率

平成22年における本市の女性の就業率を年齢別にみると、いわゆるM字型カーブの谷の部分の浅くなり、欧米型の逆U字型に近い形になってきています。また、どの年齢層でも香川県や全国に比べて就業率が高くなっています。

■女性の年齢5歳階級別就業率

(単位：%)



資料：国勢調査（平成22年10月1日）

注記：労働状態不詳を除いて算出

4. 幼稚園・保育所等の状況

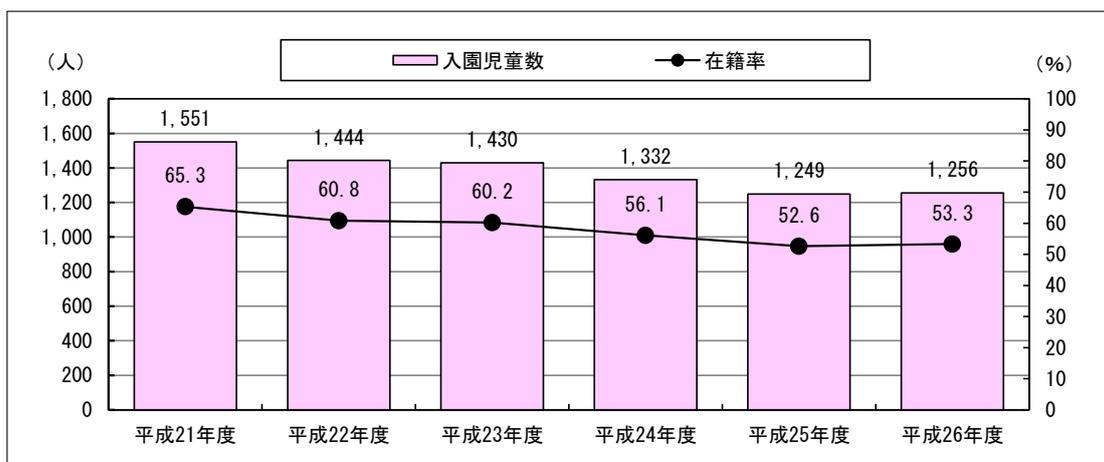
(1) 幼稚園の状況

本市には、平成26年5月1日現在、公立10か所、私立2か所、合計12か所の幼稚園があります。

入園児童数は、平成25年度まで大きい減少傾向が続きましたが、平成26年度に若干もち直しています。

■幼稚園入園児童数・在籍率の推移

(単位：人、%)



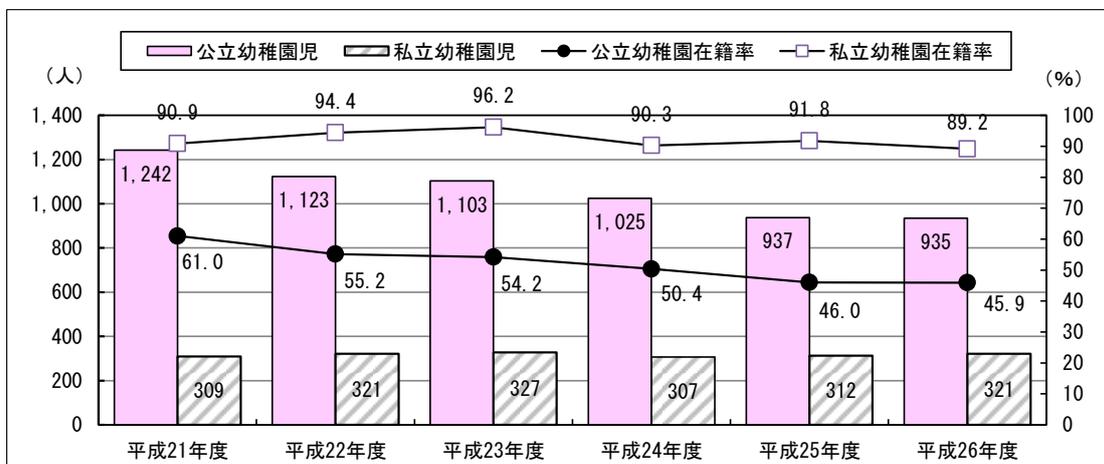
資料：学校基本調査（各年5月1日）

注記：在籍率＝入園児数÷定員

入園児童数及び在籍率について公立・私立別にみると、公立幼稚園については、入園児童数の減少傾向に加え在籍率は50%を割っています。一方、私立幼稚園の入園児童数及び在籍率は概ね横ばいが続いています。

■公立幼稚園・私立幼稚園の状況

(単位：人、%)



資料：学校基本調査

■ 幼稚園一覧

幼稚園名		定員 (人)	在籍児童数 (人)	年齢別内訳		
				3歳	4歳	5歳
公立	西幼稚園	180	79	23	26	30
	城北幼稚園	130	46	13	17	16
	城坤幼稚園	190	90	28	25	37
	城東幼稚園	270	129	42	45	42
	城辰幼稚園	180	110	42	34	34
	郡家幼稚園	295	192	59	66	67
	本島幼稚園	65	1	0	0	1
	あやうた幼稚園	270	96	36	34	26
	飯山南幼稚園	175	63	17	17	29
	飯山北幼稚園	280	129	43	42	44
	公立計	2,035	935	303	306	326
私立	聖母幼稚園	130	101	39	37	25
	虎岳幼稚園	230	220	73	77	70
	私立計	360	321	112	114	95

資料：学校基本調査（平成26年5月1日）

（2）認可外保育施設の状況

認可外保育施設とは、乳幼児の保育を目的とする施設で、市や県の認可を受けていない施設を総称したもので、その中には、事業所内や病院内で従業員・職員の子どもを預かる施設や、一時預かりのみの小規模な施設などがあります。

平成26年4月現在、本市には合計5つの認可外保育施設があります。

入所児童数は、平成26年4月1日時点で120人となっています。

■ 認可外保育施設の概要

名称	所在地	入所児童数
幸せ保育園	郡家町辻 214-7	5人
ABC プレイスクール	郡家町 647-3	46人
彩芽保育園	三条町 781-1	36人
ちびっこクラブ丸亀園	川西町北 518-1	6人
英語保育園プリンセス	南条町 1 番地	27人

資料：香川県（平成26年4月1日）

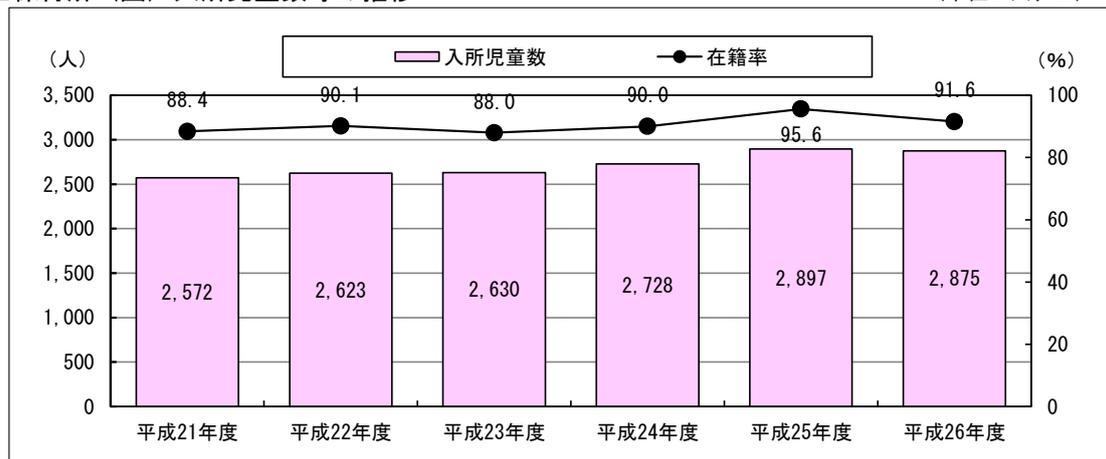
(3) 保育所(園)の状況

本市には、平成26年4月1日現在、公立17か所(うち2か所は休所中)、私立10か所、合計27か所の保育所(園)があります。

入所児童数は、平成25年度までは増加傾向にありましたが、平成26年度は若干減少しています。

■保育所(園)入所児童数等の推移

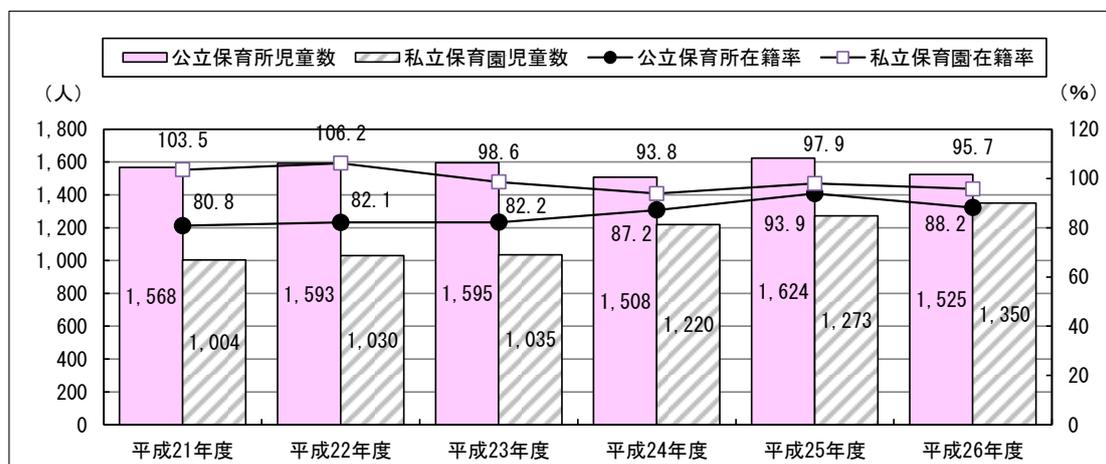
(単位：人、%)



資料：各年4月1日

注記：在籍率＝入所児童数÷定員

■公立保育所・私立保育園の状況



資料：各年4月1日

平成25年度の待機児童数(私的待機、求職中を含む)は、年度初めで65人、年度末には242人となっており、特に、0歳児から2歳児までの乳幼児の待機が多くなっています。

■待機児童数の推移

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度初	47	42	71	49	65	36
年度末	164	163	247	223	242	

■ 保育所（園）一覧

保育所名	定員 (人)	入所 児童数 (人)	年齢別内訳							
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
公立	中央保育所	180	125	0	16	20	26	31	32	
	平山保育所	90	93	0	16	25	15	19	18	
	土居保育所	90	78	0	11	12	15	19	21	
	金倉保育所	90	88	0	15	18	19	18	18	
	城南保育所	190	176	0	27	37	37	33	42	
	青ノ山保育所	110	92	0	17	18	25	19	13	
	飯野保育所	120	124	0	17	21	25	31	30	
	垂水保育所	150	125	0	12	19	30	33	31	
	広島保育所	休所中								
	城辰保育所	110	102	5	15	21	20	20	21	
	本島保育所	30	3	1	0	1	1	0	0	
	岡田保育所	110	105	0	23	23	22	17	20	
	栗熊保育所	70	65	0	11	11	18	15	10	
	富熊保育所	90	68	0	6	15	19	7	21	
	飯山北第一保育所	150	145	0	20	25	29	38	33	
	飯山北第二保育所	休所中								
飯山南保育所	150	136	0	21	28	31	21	35		
公立計	1,730	1,525	6	227	294	332	321	345		
私立	恵城保育園	250	245	17	41	48	49	44	46	
	ふたば乳児保育園	150	153	15	21	33	32	24	28	
	誠心保育園	240	199	10	40	39	39	36	35	
	丸亀ひまわり保育園	90	75	7	16	13	11	13	15	
	ふたば西保育園	90	100	8	18	20	24	15	15	
	虎岳保育園	60	60	9	26	25				
	ひつじヶ丘保育園	110	123	8	24	26	19	25	21	
	ドルカス乳児保育所	150	140	15	23	26	27	23	26	
	しおや保育所	220	198	11	29	36	40	43	39	
	誠心保育園はらだ分園	50	57	0	7	14	9	16	11	
	私立計	1,410	1,350	100	245	280	250	239	236	

資料：平成26年4月1日

5. 小学校・中学校の状況

(1) 小学校の状況

本市には、平成26年5月1日現在、18か所（うち1か所は休校中）の公立小学校があります。

児童数は年々減少しており、平成26年度では6,459人となっています。

■小学校の推移

（単位：校、人）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校数	18	18	18	16	16	17
学級数	260	259	265	275	277	272
児童数	7,004	6,937	6,812	6,750	6,564	6,459

資料：学校基本調査（各年5月1日）

■小学校一覧

（単位：人）

学校名	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	特別支援学級	合計
城乾小学校	35	42	44	44	41	39	9	254
城坤小学校	91	88	87	101	99	102	22	590
城北小学校	49	51	42	49	54	61	9	315
城西小学校	91	88	96	90	71	94	4	534
城南小学校	91	85	77	98	94	69	20	534
城東小学校	110	98	121	86	110	96	16	637
城辰小学校	58	48	65	53	80	74	18	396
本島小学校	4	2	2	2	0	4	0	14
郡家小学校	128	114	124	142	117	149	12	786
飯野小学校	55	54	48	48	43	58	4	310
垂水小学校	51	71	58	69	70	71	7	397
広島小学校	休校中							
小手島小学校	1	0	0	0	0	0	0	1
富熊小学校	33	39	51	32	38	30	5	228
栗熊小学校	27	16	22	28	25	31	4	153
岡田小学校	45	45	43	34	41	30	3	241
飯山南小学校	70	58	63	64	82	72	12	421
飯山北小学校	111	101	93	93	105	133	12	648
合計	1,050	1,000	1,036	1,033	1,070	1,113	157	6,459

資料：学校基本調査（平成26年5月1日）

(2) 中学校の状況

本市には平成26年5月1日現在、8か所（うち2か所は休校中）の公立中学校があり、生徒数は3,192人となっています。また、本市にはこの他に私立中学校が2か所あり、生徒数は632人となっています。

■中学校の推移

(単位：校、人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中学校数	7	7	7	7	6	6
学級数	100	102	106	108	108	108
生徒数	3,227	3,213	3,282	3,243	3,219	3,192

資料：学校基本調査（各年5月1日）

■中学校一覧

(単位：人)

学校名		1年生	2年生	3年生	特別支援学級	合計
公立	東中学校	224	227	226	7	684
	西中学校	266	249	250	13	778
	南中学校	267	319	289	8	883
	本島中学校	4	2	5	0	11
	広島中学校	休校中				
	小手島中学校	休校中				
	綾歌中学校	90	85	101	8	284
	飯山中学校	194	176	177	5	552
	公立計	1,045	1,058	1,048	41	3,192
私立	大手前中学校	136	152	146	0	434
	藤井中学校	64	74	60	0	198
	私立計	200	226	206	0	632

資料：学校基本調査（平成26年5月1日）

6. 将来推計人口

(1) 将来推計人口

コーホート変化率法により人口推計を行った結果、総人口は、平成27年以降、微減傾向が続くと見込まれています。

また、年齢3区分別にみると、年少人口及び生産年齢人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、更なる少子高齢化の進行が予測されます。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

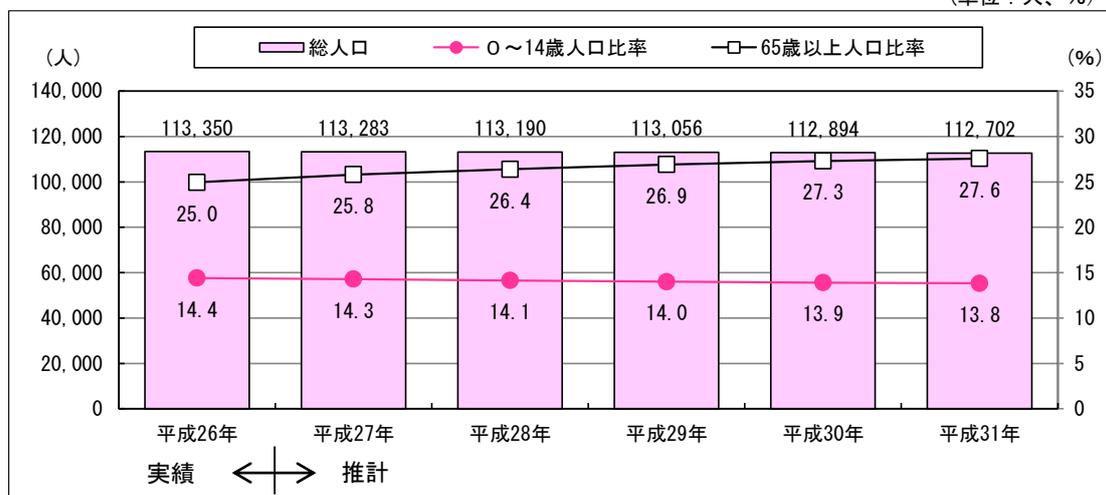
	実績	将来推計人口					(参考)	
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成42年度	平成52年度
総人口	113,350	113,283	113,190	113,056	112,894	112,702	107,877	101,273
年少人口 (0~14歳)	16,333	16,194	16,003	15,839	15,693	15,586	13,881	12,252
総人口比	14.4	14.3	14.1	14.0	13.9	13.8	12.9	12.1
生産年齢人口 (15~64歳)	68,735	67,854	67,310	66,783	66,376	66,038	62,064	55,728
総人口比	60.6	59.9	59.5	59.1	58.8	58.6	57.5	55.0
老年人口 (65歳以上)	28,282	29,235	29,877	30,434	30,825	31,078	31,932	33,293
総人口比	25.0	25.8	26.4	26.9	27.3	27.6	29.6	32.9

資料：実績は、住民基本台帳人口（4月1日）

将来推計人口は、平成22年～平成26年の男女別各歳別住民基本台帳人口（平成22年～平成24年は外国人を年齢別に按分）を基に、コーホート変化率法で算出。

(参考)は、推計した平成27年4月1日の人口を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「生残率」「純移動率」、本市の「子ども女性比」「0～4歳性比」実績値を用いて、性別5歳区分ごとにコーホート要因法で算出した将来推計人口。

(単位：人、%)



(2) 将来推計児童人口

コーホート変化率法により将来の児童人口の推計を行った結果、児童人口は減少傾向が続くと予測されており、特に12～14歳の減少が大きくなることが予測されます。

■将来推計児童人口

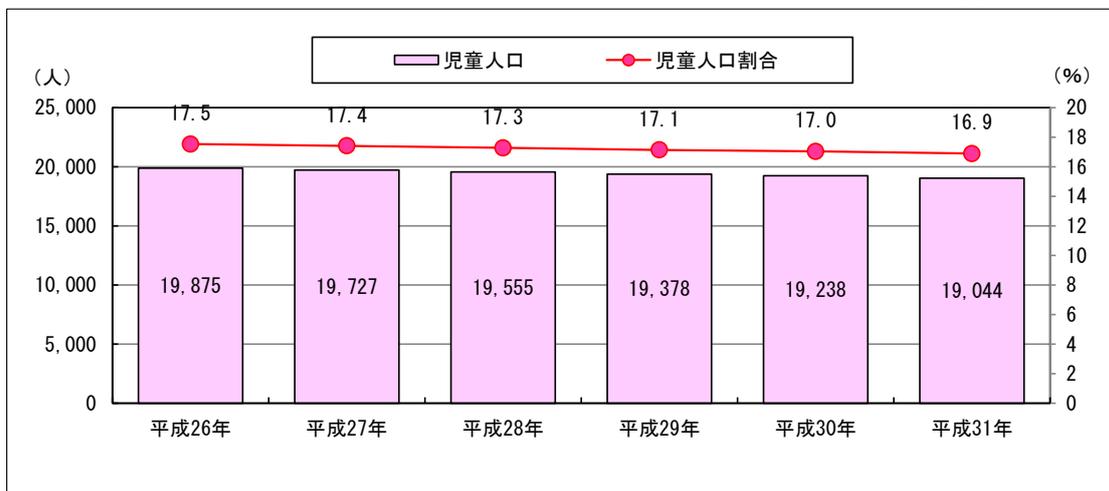
(単位：人、%)

	実績	将来推計人口				
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	113,350	113,283	113,190	113,056	112,894	112,702
児童人口(0～17歳)	19,875	19,727	19,555	19,378	19,238	19,044
総人口比	17.5	17.4	17.3	17.1	17.0	16.9
0～2歳	3,021	3,018	3,018	3,069	3,066	3,060
3～5歳	3,183	3,143	3,127	3,026	3,024	3,025
6～11歳	6,586	6,484	6,397	6,380	6,337	6,322
12～14歳	3,543	3,549	3,461	3,364	3,266	3,179
15～17歳	3,542	3,533	3,552	3,539	3,545	3,458

資料：実績は、住民基本台帳人口（4月1日）

将来推計人口は、平成22年～平成26年の男女別各歳別住民基本台帳人口（平成22年～平成24年は外国人を年齢別に按分）を基に、コーホート変化率法で算出。

(単位：人、%)



第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進

1. 子ども・子育て支援新制度における事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

① 子ども・子育て支援給付

- 就学前の教育と保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付の対象となります。（子どものための教育保育給付）
また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

② 地域子ども・子育て支援事業

- 地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、この13事業は交付金の対象となります。

子ども・子育て支援給付	
<p>●子どものための教育・保育給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園・保育所・認定こども園 ○ 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育） <p>●子どものための現金給付</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童手当 	
地域子ども・子育て支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者支援事業 ○ 時間外保育事業 ○ 放課後児童健全育成事業 ○ 子育て短期支援事業 ○ 乳児家庭全戸訪問事業 ○ 養育支援訪問事業 ○ 地域子育て支援拠点事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時預かり事業 ○ 病児・病後児保育事業 ○ 子育て援助活動事業 ○ 妊婦健康診査事業 ○ 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ○ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

■子ども・子育て支援法に基づく基本指針

基本指針により、本計画の必須記載項目は次のとおりとなっています。

必須記載項目	掲載頁
教育・保育提供区域の設定	P25～
各年度における教育・保育の量の見込み並びに確保の内容及び実施時期	P29～
地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保の内容及び実施時期	P43～
子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び提供体制の確保内容	P58～

なお、任意記載項目については、第4章に記載しています。

《教育・保育施設（幼稚園・保育所（園）については平成26年度現在のもの）》

幼稚園（3～5歳）

小学校以降の教育の基礎をつくるための就学前教育を行う施設

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）のほか、園によっては教育時間の前後や園の休業中の教育活動（預かり保育*）などを実施。
※本市においては、丸亀城南虎岳幼稚園と丸亀聖母幼稚園が実施している。

利用できる保護者

制限なし

保育所（園）（0～5歳）

保育を必要とする子どもに対し、保育（養護と教育）*を行う施設

利用時間

原則8時間（就労などの状況により最長11時間）の保育*のほか、園によっては延長保育を実施。
本市においては、全私立保育園と公立保育所2か所で延長保育を実施している。
※保育とは、養護と教育を一体的に行うことをいう。

利用できる保護者

共働きなどのため家庭で保育ができない保護者

認定こども園（0～5歳）

幼稚園と保育所の機能や特徴を併せもつ、教育と保育を一体的に行う施設

0～2歳

利用時間

原則8時間（就労等の状況により最長11時間）の保育のほか、園によっては時間外保育を実施。

利用できる保護者

共働きなどのため家庭で保育ができない保護者

3～5歳

利用時間

昼過ぎごろまでの教育時間（4時間程度）を含め、保育が必要な幼児に対しては原則8時間（就労等の状況により最長11時間）の保育や、園によっては時間外保育を実施。

利用できる保護者

制限なし

★保護者の就労状況に関わりなく、皆一緒に教育・保育を受けます

★保護者の就労形態が変わっても、同じ施設を利用できます

《認定こども園4類型（用語集P99「認定こども園」参照）》

幼保連携型



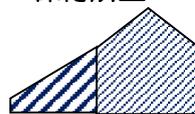
学校（幼稚園）及び
児童福祉施設（保育所）

幼稚園型



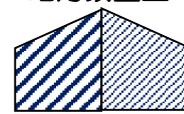
学校（幼稚園）+ 保育所機能

保育所型



幼稚園機能+
児童福祉施設（保育所）

地方裁量型



幼稚園機能+ 保育所機能

2. 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条2において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制などについては、教育・保育提供区域ごとに定める。」とされ、さらに基本指針において、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。」とされています。

本市では、これまで『次世代育成支援行動計画』などにおいて、中学校区を一つの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図ってきました。教育・保育の観点からも、幼稚園・保育所(園)から小・中学校への連携が重要となっていることから、6区域と設定します。

また、地域子ども・子育て支援事業については、事業の実態に応じて、事業ごとに提供区域を設定することとします。

【区域設定にあたっての留意事項】

区域設定は、あくまで計画において、需給バランスを確認し、施設整備などの判断を行う単位として設定します。

この区域は、本計画策定にあたって実施したアンケート調査でも、「定期的に自校区の施設を利用したい」と回答したものが82.8%であったことを念頭に、将来の教育・保育施設のあり方を、長期的な視点で考えるために設定したものです。しかし平成27年度からは、幼稚園・保育所(園)ともに居住区域に関わりなく利用できることから、この5年間は、隣接する区域をはじめ市全体で需給調整を行うなど、柔軟に対応していきます。

■教育・保育提供区域

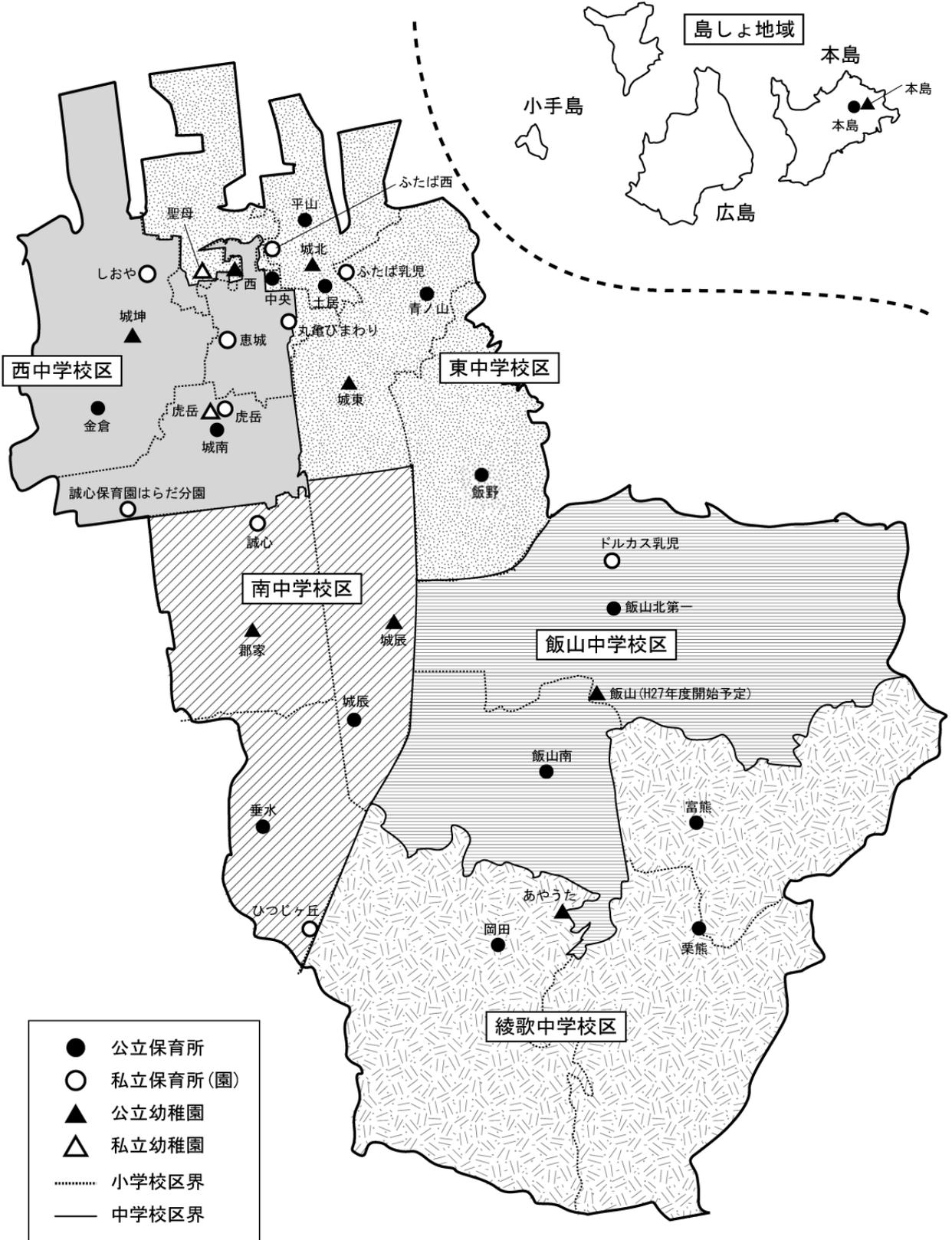
(単位：人)

区域名	含まれる小学校区	平成26年4月1日人口		
		総人口	0～5歳	6～11歳
東中学校区	城乾、城北、城東、飯野	28,599	1,476	1,546
西中学校区	城坤、城西、城南	27,791	1,542	1,624
南中学校区	郡家、城辰、垂水	26,732	1,705	1,670
綾歌中学校区	岡田、栗熊、富熊	11,497	504	632
飯山中学校区	飯山南、飯山北	17,845	972	1,096
島しょ地域	本島、広島、小手島	886	5	18
全 市		113,350	6,204	6,586

資料：住民基本台帳人口

注記：城南小学校区は西・南中学校区であるため、確保方策（P32以降参照）を考える際、西中学校区：南中学校区＝6：4で人数按分する。

■教育・保育提供区域と教育・保育施設の立地状況



(2) 教育・保育提供区域ごとの人口推計

コーホート変化率法により推計した区域別の人口推計は、以下のとおりとなっています。

東中学校区

	推計人口				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	248	246	244	240	236
1歳	220	241	239	237	233
2歳	227	217	239	237	235
3歳	235	215	206	226	224
4歳	258	235	215	207	226
5歳	247	253	230	211	203
0～5歳	1,435	1,407	1,373	1,358	1,357
6歳	260	245	250	228	209
7歳	252	255	240	245	224
8歳	244	246	249	234	239
9歳	263	244	246	249	233
10歳	254	262	243	245	248
11歳	252	255	263	244	246
6～11歳	1,525	1,507	1,491	1,445	1,399
0～11歳	2,960	2,914	2,864	2,803	2,756

西中学校区

	推計人口				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	244	245	247	248	249
1歳	255	255	256	259	260
2歳	262	262	262	263	266
3歳	288	267	267	267	268
4歳	258	297	275	275	275
5歳	257	263	302	280	280
0～5歳	1,564	1,589	1,609	1,592	1,598
6歳	263	261	267	305	284
7歳	273	266	263	270	308
8歳	260	272	265	262	269
9歳	266	262	274	266	263
10歳	284	265	261	273	265
11歳	272	286	267	263	275
6～11歳	1,618	1,612	1,597	1,639	1,664
0～11歳	3,182	3,201	3,206	3,231	3,262

南中学校区

	推計人口				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	296	297	300	299	300
1歳	261	294	295	298	297
2歳	281	252	285	286	289
3歳	260	276	249	280	281
4歳	300	257	272	246	275
5歳	299	297	255	270	244
0～5歳	1,697	1,673	1,656	1,679	1,686
6歳	282	297	296	254	269
7歳	253	282	297	296	254
8歳	258	252	280	295	294
9歳	264	260	253	282	297
10歳	288	263	259	252	281
11歳	297	286	261	257	251
6～11歳	1,642	1,640	1,646	1,636	1,646
0～11歳	3,339	3,313	3,302	3,315	3,332

綾歌中学校区

	推計人口				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	74	73	73	71	71
1歳	75	76	75	75	73
2歳	87	80	81	80	80
3歳	91	92	84	86	85
4歳	97	93	94	86	88
5歳	80	99	95	96	88
0～5歳	504	513	502	494	485
6歳	92	82	102	98	99
7歳	111	93	83	103	99
8歳	105	113	95	84	105
9歳	119	107	115	96	86
10歳	95	119	107	115	96
11歳	109	93	117	105	113
6～11歳	631	607	619	601	598
0～11歳	1,135	1,120	1,121	1,095	1,083

飯山中学校区

	推計人口				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	153	154	156	156	157
1歳	169	164	165	167	167
2歳	172	172	167	168	170
3歳	151	174	174	169	170
4歳	167	154	177	178	173
5歳	159	169	156	179	180
0～5歳	971	987	995	1,017	1,017
6歳	179	162	172	160	183
7歳	182	178	161	171	159
8歳	169	182	178	161	171
9歳	162	167	180	177	160
10歳	171	162	167	180	177
11歳	193	170	161	166	178
6～11歳	1,056	1,021	1,019	1,015	1,028
0～11歳	2,027	2,008	2,014	2,032	2,045

島しょ地域

	推計人口				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳	0	0	0	0	0
1歳	1	0	0	0	0
2歳	0	0	0	0	0
3歳	1	0	0	0	0
4歳	1	1	0	0	0
5歳	0	1	1	0	0
0～5歳	3	2	1	0	0
6歳	1	0	1	1	0
7歳	4	1	0	1	1
8歳	2	3	1	0	1
9歳	2	2	3	1	0
10歳	2	2	2	2	1
11歳	1	2	2	2	2
6～11歳	12	10	9	7	5
0～11歳	15	12	10	7	5

資料：平成22年度～平成26年度の各年4月1日現在の住民基本台帳（外国人を含む。平成22年度～平成24年度は外国人を年齢別に按分）による男女別各歳別人口を基に、コーホート変化率法で推計した人口

(3) 教育・保育提供区域の状況

- 基本指針では、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況及びその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れ可能な施設であること、とりわけ幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として単一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましいとしています。
- 本市の幼稚園・保育所(園)の配置をみると、東中学校区と西中学校区の中心市街地周辺に集中して立地しています。すでに、東中学校区では人口減少が顕著となっていることから、長期的な視点で人口推移や施設の老朽化なども総合的に勘案して、各施設の将来における適正なあり方や整備時期などを検討していく必要があります。

■教育・保育提供区域別施設の充足状況

	幼稚園（平成26年5月1日）				保育所（平成26年4月1日）			
	施設数 (か所)	定員 総数 (人)	3～5歳 人口(人)	3～5歳 人口に対す る割合(%)	施設数 (か所)	定員 総数 (人)	0～5歳 人口(人)	0～5歳 人口に対す る割合(%)
東中学校区	4	720	766	94.0	7	830	1,477	56.2
西中学校区	2	420	762	55.1	7	950	1,542	61.6
南中学校区	2	475	889	53.4	4	610	1,704	35.8
綾歌中学校区	1	270	262	103.1	3	270	504	53.6
飯山中学校区	2	455	496	91.7	3	450	972	46.3
島しょ地域	1	65	2		1	30	5	

注記：人口は平成26年4月1日現在の住民基本台帳人口

■区域別にみた教育・保育施設の課題等

区域	課題等
東中学校区 西中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ◎私立保育園が多数存在し、保護者の就労形態に合った施設選択が可能となっています。 ◎保育所(園)を希望する家庭が多く、一部の幼稚園では空き教室が発生しています。 ◎今後10年間に老朽化などにより整備を検討しなければならない施設が多数存在しています。
南中学校区 綾歌中学校区 飯山中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ◎私立保育園が少なく、特別保育(乳児保育など)を希望する家庭にとって、施設の選択が困難となっています。 ◎綾歌・飯山中学校区では、地元にある幼稚園・保育所(園)の利用希望が高くなっています。
島しょ地域	<ul style="list-style-type: none"> ◎近年、就学前児童数が急激に減少しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・本島幼稚園利用者：1名 ・本島保育所利用者：3名（平成26年4月1日現在）

- 島しょ地域に関する今後5年間の方針については、現状の幼稚園・保育所のみを継続します。

3. 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 丸亀市における教育・保育の確保方策の基本的な考え方

- 総合計画の政策目標Ⅳ-2 「元気で心豊かな子どもたちが育つまち」
 - 安心安全な教育・保育環境の整備
 - 保護者が安心して子育てができる環境の整備
 - 子どもたちが安心して学習に取り組める環境の整備
 - 多様化する保育ニーズに対応した保育内容の充実
- 丸亀市のすべての就学前の子どもに対し、質の高い教育・保育事業の提供

これを踏まえ、**今後5年間の基本姿勢**は以下のとおりとします。



■ 待機児童対策について

- 本市の3歳児から5歳児においては、市全体で受入体制に不足は生じない見込みとなっています。(P33・34参照)
- 0歳児から2歳児においては、現在利用されていない保育室を活用するなど、既存保育所の定員枠拡大に取組み、市全体で受入体制を整えていきます。(P35・36参照)
- 待機児童の発生原因の一つが保育士不足という現状をふまえ、新卒保育士や潜在保育士への働きかけなどにより、保育士の確保に努めます。
- 新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促します。

■ 認定こども園の普及について

- さまざまなニーズに対応するため、多様な選択肢の一つとして、保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園の導入を目指します。(各区域1か所以上)
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、施設の老朽化などを考慮し検討していきます。

■ 私立幼稚園・保育所(園)との連携について

- 市内の幼稚園・保育所(園)においては、公立のみならず民間の幼稚園・保育所(園)とも連携して、市全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。

■ 施設整備について

- 本市の長期人口推計によると、今後、人口減少が予測され、教育・保育事業の利用者数も同様に減少していくことが見込まれています。
そのため公立施設については、耐震化などにより既に改築などが進められている施設を除き、基本的には、この5年間は新設などの施設整備は行わず、既存施設をできる限り有効活用していきます。また、老朽化などにより施設の改築が必要な場合は、施設の規模や認定こども園への移行、統廃合などの検討を踏まえ、整備します。

(2) 保育の必要性の認定について

- 子ども・子育て支援法では、就学前に教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、市が客観的基準に基づき、保育の必要性の有無や必要量を認定したうえで、給付を行う仕組みとなっています。認定区分は、以下の3つです。

認定区分	対象者
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する就学前の子ども (保育の必要性がない子ども)
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当し、教育・保育を希望する就学前の子ども(保育を必要とする子ども)
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当し、保育を希望する子ども (保育を必要とする子ども)

《※1 保育の必要な事由》

就労(フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など)、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

(3) 教育・保育の量の見込み及び確保方策の区分

- 幼稚園については、保護者の就労の有無に関わらず、希望者は利用できることになっています。アンケート調査結果をみても、保護者が共働きでも幼稚園の希望があり、従って2号認定(満3歳以上で保育を必要とする子ども)については、「幼稚園の利用希望が強いもの」を分けて量を見込みます。
- 3号認定については、0歳児と1・2歳児で職員配置基準や子ども1人当たりの面積要件などが異なるため、分けて量を見込みます。

認定区分	対象者	利用先
1号認定	満3歳以上で教育を希望している子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当するが、幼稚園の利用希望が強い子ども (以下、2号認定(幼稚園)と表記)	
	満3歳以上で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望している子ども (以下、2号認定(保育所)と表記)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」※ ¹ に該当し、保育所などでの保育を希望している子ども (以下、3号認定(0歳児)・3号認定(1・2歳児)と表記)	保育所 認定こども園 地域型保育事業(P31参照)

《地域型保育事業》

家庭的保育

【対象等】家庭的な雰囲気の中、少人数（5人以下）を対象に保育を行う。

【事業主体】市町村、民間事業者など

【保育実施場所】保育者の居宅、その他の場所、施設

【認可定員】1～5人

小規模保育

【対象等】小人数（6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細やかな保育を行う。

【事業主体】市町村、民間事業者など

【保育実施場所】保育者の居宅、その他の場所、施設

【認可定員】6～19人

【その他】3歳以上の子どもを引き続き保育する連携施設の設定が求められます。

居宅訪問型保育

【対象等】障がいなどで個別にケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う。

【事業主体】市町村、民間事業者など

【保育実施場所】保育を必要とする子どもの居宅

事業所内保育

【対象等】会社内の保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもとを一緒に保育を行う。3歳以上児の受入れも可能。

【事業主体】事業主など

【保育実施場所】会社内の保育施設

【その他】自社従業員の子ども + 地域の保育を必要とする子ども（地域枠※）

※地域枠の目安は、設定した定員の約4分の1～3分の1です。

(4) 量の見込みと確保方策（島しょ地域を除く）

【量の見込みの算出】

- 量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い、地域の実情も踏まえて算出しています。

【確保の内容】

確保の内容	
特定教育・保育施設	市町村から「施設型給付」（公費）の対象となると確認を受けた施設。
確認を受けない幼稚園	現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、「施設型給付」（公費）の対象となるが、「確認を受けない」と申出を行った幼稚園は、現行のまま私学助成及び就園奨励費の補助が継続される。
地域型保育事業	市町村から確認を受けた次の4類型をいう。（P31 参照） 家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

【確保方策の考え方】

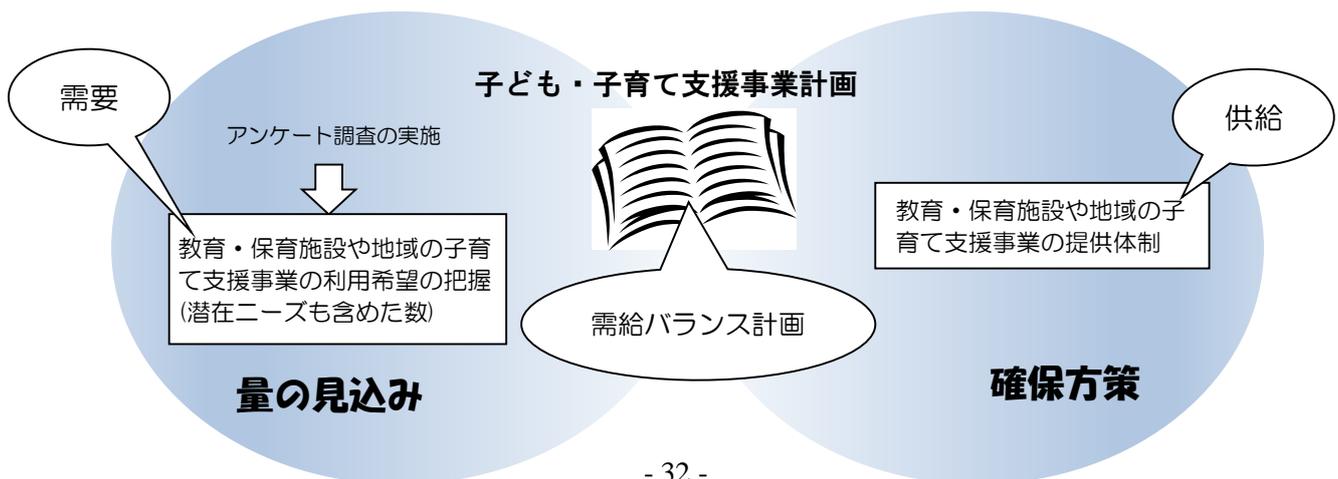
- 区域内に不足が生じている場合は、公立の施設において受入数を増やすなどの調整を行いました。また、私立の施設については現在の認可定員を用いて算出しています。
- 保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園を、各区域1か所以上導入し、区域内で教育・保育ニーズの需給バランスを調整します。
- 城南小学校区については西・南中学校区であるため、西中学校区：南中学校区＝6：4で確保数を按分しています。

【記号の説明】

東 … 東中学校区
 西 … 西中学校区
 南 … 南中学校区

綾 … 綾歌中学校区
 飯 … 飯山中学校区

《量の見込み・確保方策とは》



① 3歳以上の子ども

3歳以上の子どもについては、今後、実績以上の需要があることが予測されますが、下記のとおり、1号認定・2号認定ともに現状で必要量の確保が可能となっています。

<教育を希望する子ども> 1号認定+2号認定(幼稚園)

(単位：人)

		実績※1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み (必要利用定員)	1号認定	1,256	927	924	919	923	928
	2号認定(幼稚園)		414	412	410	412	414
	計		1,341	1,336	1,329	1,335	1,342
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	1,725	1,365	1,220	950	950	625
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		0	198	534	534	834
	確認を受けない幼稚園		360	360	360	360	360
	計		1,725	1,778	1,844	1,844	1,819
②-①		469	384	442	515	509	477

確保方策	年度	幼稚園	認定こども園	保育所
	27年度		認定こども園 ⇄ 私立保育園	西
	28年度	公立幼稚園 ⇄ 認定こども園	認定こども園 ⇄ 公立保育所	東
	29年度	公立幼稚園 ⇄ 認定こども園	認定こども園 ⇄ 公立保育所	南
	30年度			
	31年度	公立幼稚園 ⇄ 認定こども園	公立幼稚園 ⇄ 認定こども園 ⇄ 公立保育所	東

《※1 実績》

公立・私立幼稚園においては、平成26年5月1日の利用者数と使用クラスの定員数の合計値。

＜保育を希望する子ども＞ 2号認定(保育所)

(単位：人)

		実績※1	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み(必要利用定員) 2号認定(保育所)		1,715	1,798	1,793	1,783	1,789	1,799
②確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	1,765	1,767	1,742	1,615	1,624	1,579
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		45	157	331	331	511
	計		1,812	1,899	1,946	1,955	2,090
②-①		50	14	106	163	166	291

確保方針	年度	幼稚園	認定こども園	保育所	その他
	27年度		認定こども園 ⇐ 私立保育園 西		
	28年度		認定こども園 ⇐ 公立保育所 東		公立保育所・私立保育園における定員調整
		続 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園		認可外保育園の認可化(予定) 南	
	29年度		認定こども園 ⇐ 公立保育所 南		
		飯 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園			
	30年度				
31年度		東 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園 ⇐ 公立保育所 東			
	南 公立幼稚園 ⇒ 認定こども園				

《※1 実績》

公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値。

私立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数と認可定員数。

② 3歳未満の子ども

3歳未満の子どもについては、既存保育所において定員増を図るとともに、認定こども園への移行を見込んで、市全体で、0歳児は平成31年度、1・2歳児は平成30年度に量の見込みを確保できるよう努めます。

3号認定(0歳児)

(単位：人)

		実績 ^{※1}	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み(必要利用定員) 3号認定(0歳児)		330	449	449	450	447	445
② 確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	309	301	315	342	348	333
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		8	26	44	44	65
	地域型保育事業		2	17	34	34	50
	計		311	358	420	426	448
②-①		▲21	▲138	▲91	▲30	▲21	3

確保方針	年度	幼稚園	認定こども園	保育所	その他
	27年度		認定こども園 ⇐ 私立保育園 西		地域型保育事業 東
	28年度		認定こども園 ⇐ 公立保育所 東	認可外保育園の認可化(予定) 南	地域型保育事業 南 地域型保育事業 飯
	29年度		認定こども園 ⇐ 公立保育所 南		地域型保育事業 東 地域型保育事業 西 地域型保育事業 南
	30年度				
	31年度	東 公立幼稚園 ⇔	認定こども園 ⇐	公立保育所 東	地域型保育事業 南

公立保育所・私立保育園における定員調整

《※1 実績》

公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値。

私立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数と認可定員数。

3号認定(1・2歳児)

(単位：人)

		実績 ^{※1}	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
① 量の見込み(必要利用定員) 3号認定(1・2歳児)		1,100	1,157	1,167	1,166	1,167	1,166
② 確保の内容	保育所 (特定教育・保育施設)	1,061	1,035	1,006	980	1,029	993
	認定こども園 (特定教育・保育施設)		22	70	142	142	190
	地域型保育事業		0	12	24	24	24
	計		1,057	1,088	1,146	1,195	1,207
②-①		▲39	▲100	▲79	▲20	28	41

確保方針	年度	幼稚園	認定こども園	保育所	その他	
	27年度		認定こども園	⇐ 私立保育園 西		
	28年度			認定こども園	⇐ 公立保育所 東	
					認可外保育園の認可化(予定) 南	
	29年度		認定こども園	⇐ 公立保育所 南	地域型保育事業 飯	
	30年度				地域型保育事業 南	
	31年度	東	公立幼稚園 ⇨ 認定こども園	⇐ 公立保育所 東		

公立保育所・私立保育園における定員調整

《※1 実績》

公立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数と、現在の認可定員を入所児童数などを参考に、年齢別に算出した値。

私立保育所においては、平成26年3月1日の利用者数と認可定員数。

③区域別 量の見込みと確保方策

※2号認定（幼稚園）については、1号認定とあわせて提供体制の確保を図ります。

<東中学校区>

(単位：人)

		平成27年度					平成28年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		174	77	467	118	273	173	77	466	118	275
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	385					385				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		474	82	273		415	73	232		
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	60	90	18	48		
	確認を受けない 幼稚園	130					130				
	地域型保育事業			2	0			2	0		
②-①		不足なし	不足なし	▲34	不足なし	不足なし	不足なし	▲25	不足なし		
確保方策		地域型保育事業【1か所】					公立保育所⇒認定こども園【1か所】				

		平成29年度					平成30年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		172	77	463	118	275	173	77	465	117	275
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	385					385				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		391	85	232		391	91	238		
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	60	90	18	48	60	90	18	48		
	確認を受けない 幼稚園	130					130				
	地域型保育事業			8	0			8	0		
②-①		不足なし	不足なし	▲7	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策		地域型保育事業【1か所】									

		平成31年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		174	77	467	117	275
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	295				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)		346	70	202	
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	120	180	39	96	
	確認を受けない 幼稚園	130				
	地域型保育事業			8	0	
②-①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策		公立幼稚園 } ⇒ 認定こども園【1か所】 公立保育所 }				

<西中学校区>

(単位：人)

		平成27年度					平成28年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		169	75	410	104	287	168	75	409	104	289
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150					150				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			434	87	279			434	95	279
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0		27	5	13	0		27	5	13
	確認を受けない 幼稚園	138					138				
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		不足なし		不足なし	▲12	不足なし	不足なし		不足なし	▲4	不足なし
確保方策		私立保育園→認定こども園【1か所】									

		平成29年度					平成30年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		167	75	407	104	289	168	75	408	104	289
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150					150				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			447	95	283			456	95	289
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0		27	5	13	0		27	5	13
	確認を受けない 幼稚園	138					138				
	地域型保育事業				5	0				5	0
②-①		不足なし		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし		不足なし	不足なし	不足なし
確保方策		地域型保育事業【1か所】									

		平成31年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		169	75	410	103	289
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	150				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			456	95	289
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0		27	5	13
	確認を受けない 幼稚園	138				
	地域型保育事業				5	0
②-①		不足なし		不足なし	不足なし	不足なし
確保方策						

<南中学校区>

(単位：人)

		平成27年度					平成28年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		299	134	439	137	300	298	133	438	137	303
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	415					415				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			395	81	234			429	90	246
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0		18	3	9	0		18	3	9
	確認を受けない 幼稚園	92					92				
	地域型保育事業				0	0				9	0
②-①		不足なし		▲26	▲53	▲57	不足なし		不足なし	▲35	▲48
確保方策		認可外保育園の認可化(予定)【1か所】 地域型保育事業【1か所】									

		平成29年度					平成30年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		297	132	435	137	303	297	133	437	136	303
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	415					415				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			330	84	212			330	84	212
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	60		138	21	81	60		138	21	81
	確認を受けない 幼稚園	92					92				
	地域型保育事業				15	12				15	12
②-①		不足なし		不足なし	▲17	不足なし	不足なし		不足なし	▲16	不足なし
確保方策		公立保育所⇒認定こども園【1か所】 地域型保育事業【1か所】									

		平成31年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		299	134	439	136	303
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	180				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			330	84	212
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	300		228	21	81
	確認を受けない 幼稚園	92				
	地域型保育事業				31	12
②-①		不足なし		不足なし	不足なし	不足なし
確保方策		公立幼稚園⇒認定こども園【1か所】 地域型保育事業【1か所】				

第3章 子ども・子育て支援新制度に基づく施策の推進

＜綾歌中学校区＞

(単位：人)

		平成 27 年度					平成 28 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		95	43	179	32	107	95	42	178	32	108
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	145					0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			192	18	104			192	24	104
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	138	22	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		不足なし	不足なし	▲14	▲3		不足なし	不足なし	▲8	▲4	
確保方策							公立幼稚園⇒認定こども園【1か所】				

		平成 29 年度					平成 30 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		94	42	177	33	108	95	42	178	32	108
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0					0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			192	27	108			192	27	108
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	138	22	0	0	0	138	22	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				0	0
②-①		不足なし	不足なし	▲6	不足なし		不足なし	不足なし	▲5	不足なし	
確保方策											

		平成 31 年度				
		1号 認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		95	43	180	32	108
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			192	33	108
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	138	22	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				0	0
②-①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策						

<飯山中学校区>

(単位：人)

		平成27年度					平成28年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		190	85	303	58	190	190	85	302	58	192
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	270					270				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			272	33	145			272	33	145
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				0	0				6	12
②-①		▲5	▲31	▲25	▲45	▲5	▲30	▲19	▲35		
確保方策							地域型保育事業【1か所】				

		平成29年度					平成30年度				
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳		(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		189	84	301	58	191	190	85	301	58	192
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0					0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			255	51	145			255	51	182
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	276	54	0	0	0	276	54	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0					0				
	地域型保育事業				6	12				6	12
②-①		不足なし	不足なし	▲1	▲34		不足なし	不足なし	▲1	不足なし	
確保方策		公立幼稚園⇒認定こども園【1か所】									

		平成31年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			(幼稚園)	(保育所)	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員)		191	85	303	57	191
②確保の内容	幼稚園 (特定教育・保育施設)	0				
	保育所(園) (特定教育・保育施設)			255	51	182
	認定こども園 (特定教育・保育施設)	276	54	0	0	0
	確認を受けない 幼稚園	0				
	地域型保育事業				6	12
②-①		不足なし	不足なし	不足なし	不足なし	
確保方策						

(5) 教育・保育に係る計画の進行管理

計画期間中においては、社会状況や市の状況の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、次のとおり定期的に検証や見直しを行います。

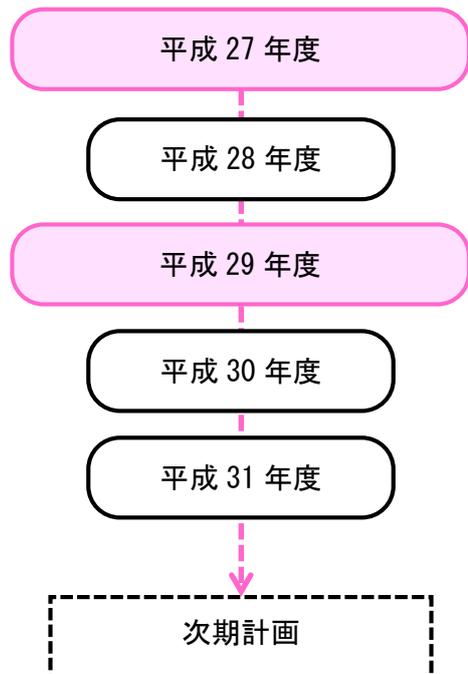
～計画初年度（平成27年度）～

【計画の内容と実態の検証】

本計画の量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い、地域の実情も踏まえて算出しましたが、子ども・子育て支援新制度がスタートすることから、実際のニーズ量(量の見込み)などを検証する必要があります。

【施設の構想計画の策定】

市内の教育・保育施設について将来的な統合・廃止・改修などを定める、『(仮称)丸亀市立幼稚園・保育所等施設整備計画』を策定する予定です。



～中間年（平成29年度）～

【計画の見直し】

新制度開始3年目において、本計画に記載した内容について、毎年度の分析による課題などを踏まえ、計画後半部分（平成30年度以降）の見直しを行います。

また、平成27年度策定予定の『(仮称)丸亀市立幼稚園・保育所等施設整備計画』と平成28年度策定予定の『(仮称)丸亀市公共施設等総合管理計画』に示されている内容とを照合し、状況に応じた計画内容の見直しを行います。

～毎年度～

【需給バランスの分析】

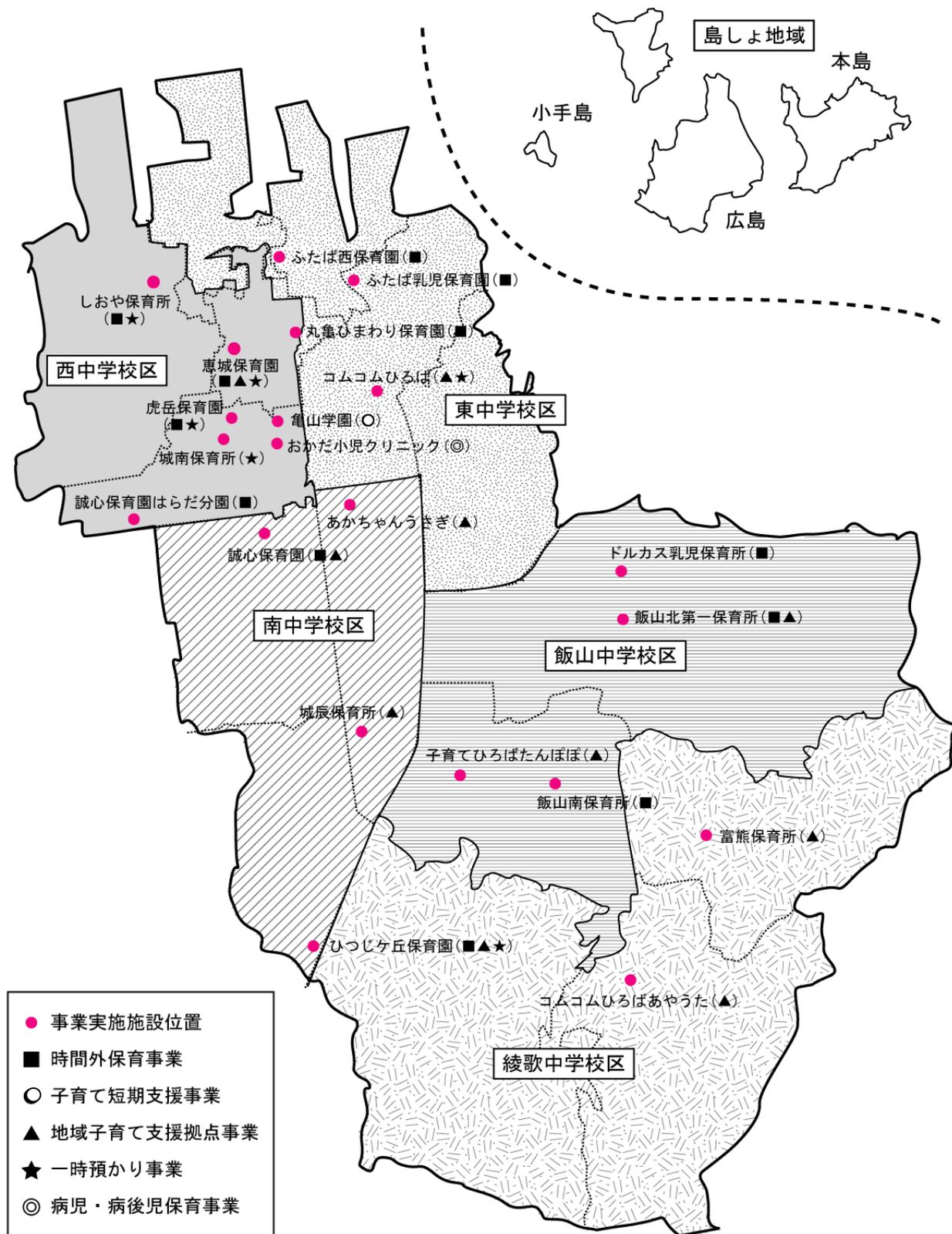
施設の利用希望の状況や保育の必要性の認定数、また、実際の受入状況など、需給バランスの分析を行います。

【審議会における進行管理】

丸亀市子ども・子育て会議において、計画の進捗状況などの点検・評価・見直しなどの進行管理を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【平成26年度現在の事業実施施設（青い鳥教室を除く）】



量の見込みについては、国から示された「算出の手引き」に従い推計しました。但し、「算出の手引き」による量の見込みが実態と大きく乖離する場合は、アンケート調査結果や実績値から量を見込みました。

(1) 利用者支援事業 New

児童やその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園などの施設選択や、一時預かり事業、放課後児童クラブなどの子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談や助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行う事業です。

事業形態は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）があります。

【提供区域】 全市1区域

【量の見込み・確保方策】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込み（必要量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 利用者が教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、必要な支援を行う職員を丸亀市子育て支援課内に配置して、特定型で実施します。

《情報収集・提供》

- ・ 子育て資源と保育サービスなどの情報収集
- ・ 子育て支援情報ホームページの開設
- ・ 市広報、市ホームページ、市公式 Facebook などを活用した情報提供
- ・ 地域支援

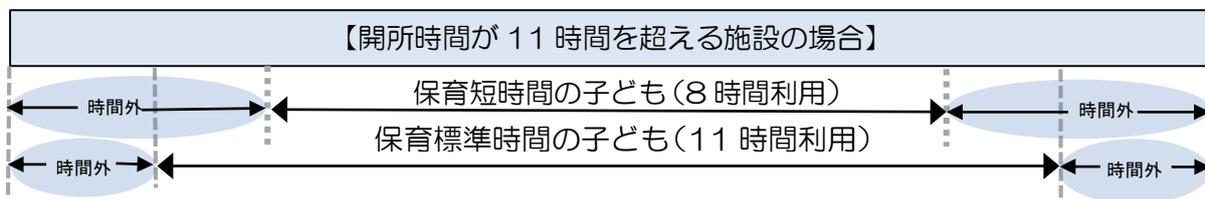
《相談》

- ・ 人材を活用した教育・保育などの相談
(幼稚園教諭、保育士、保健師、栄養士、家庭児童相談員、母子・父子自立支援員など)

- 地域子育て支援拠点事業実施施設においても情報提供や相談・助言などが行えるよう連携を図ります。

(2) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間などにより、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行う事業で、現在の延長保育です。



【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成 26 年度）】

（単位：人、人日）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実人数	457	509	590
延べ利用日数	17,052	16,864	18,464
実施施設数	10 か所	10 か所	11 か所

○ 平成 26 年度現在、閉所時間から 19 時までの延長保育を公立保育所 2 か所、私立保育園 10 か所、合計 12 か所で実施しています。

区域	実施施設	か所
東中学校区	(私)ふたば乳児保育園、(私)ふたば西保育園、	2
西中学校区	(私)恵城保育園、(私)丸亀ひまわり保育園、(私)虎岳保育園 (私)しおや保育所、(私)誠心保育園はらだ分園	5
南中学校区	(私)誠心保育園、(私)ひつじヶ丘保育園	2
綾歌中学校区		0
飯山中学校区	(公)飯山北第一保育所、(公)飯山南保育所、(私)ドルカス乳児保育所	3

○ 全市的にみると、利用実人数・延べ利用日数ともに増加傾向にありますが、定期的な利用よりも単発的な利用が多くなっています。（平成 25 年度において週に 3 日以上利用したことのある児童は約 3 割でした。）

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（必要量）	650	650	650	650	650
②確保量	650	650	650	650	650
確保の内容 （11 時間を超える時間外 保育の実施施設数）	12 か所				
②－①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

○ 現状で、必要量を確保できる見通しですが、本市における時間外保育（延長保育）は、単発的な利用の傾向が強く、利用実態を見ながら実施施設の拡大などを検討します。

(3) 放課後児童健全育成事業（青い鳥教室）

共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後や長期休業中に学校の余裕教室などで、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。平成27年度より、児童福祉法の一部改正に伴い、受入れ対象が「おおむね10歳未満」から小学校6年生まで可能となります。

【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成26年度）】

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
年度末在籍児童数	825	837	905
実施教室数	23か所	23か所	23か所

- 平成26年度現在、小学校敷地内の余裕教室や専用施設などを利用して23か所で実施し、896人の児童が在籍しています。また、待機児童は発生していません。
- 高学年の受入れは、1年生から3年生に兄弟がいる4年生のみとなっています。
- 青い鳥教室の利用者数は、ここ数年横ばいとなっています。
- 利用者は、一年間のうち、夏休みの時期が最も多く、夏休み明けに減少する状況です。

【量の見込み・確保方策】

<低学年>

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	905	905	905	905	905
②確保量	905	905	905	905	905
確保の内容 （実施教室数）	23か所	29か所	31か所	31か所	31か所
②－①	0	0	0	0	0

<高学年>

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	378	369	367	365	365
②確保量	164	323	367	365	365
確保の内容 （実施教室数）	23か所	29か所	31か所	31か所	31か所
②－①	▲214	▲46	0	0	0

【今後の方針】

- 低学年については、現状で必要量を確保できています。
- 高学年については、余裕教室などを活用して場所の確保を図り、事業拡充に努めます。
- 受入対象の拡大に伴い、放課後の子どもの居場所を確保するため、他の事業とも連携し、本事業を必要とする子どもが支援を受けられるように検討します。

【区域別 量の見込み・確保方策（高学年のみ）】

■東中学校区

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	103	103	103	103	102
②確保量	17	77	103	103	102
確保の内容	城北小：17	城乾小：21 城東小：39	飯野小：26		
②-①	▲86	▲26	0	0	0

■西中学校区

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	116	114	112	111	111
②確保量	40	114	112	111	111
確保の内容	城西小：40	城坤小：42 城南小：32			
②-①	▲76	0	0	0	0

■南中学校区

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	82	78	76	76	79
②確保量	36	58	76	76	79
確保の内容	郡家小：36	城辰小：22	垂水小：18		
②-①	▲46	▲20	0	0	0

■綾歌中学校区

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	25	25	27	25	24
②確保量	19	25	27	25	24
確保の内容	栗熊小：9 富熊小：10	岡田小：6			
②-①	▲6	0	0	0	0

■飯山中学校区

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	52	49	49	50	49
②確保量	52	49	49	50	49
確保の内容	飯山北小：24 飯山南小：28				
②-①	0	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の病気や仕事などの理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などにおいて一定期間、養育・保護を行う事業で、次の2つがあります。

◎ショートステイ（短期入所生活援助事業）

子どもの保護者が、病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった子どもを児童養護施設などで預かる事業です。7日間を限度に利用できます。（宿泊を伴う。）

◎トワイライトステイ（夜間養護等事業）

保護者が仕事などの理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、養育が困難となった子どもを、通所により児童養護施設などで預かる事業です。2か月を限度に利用できます。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人日）

		平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用 日数	ショートステイ	13	6	56
	トワイライトステイ	1	35	6
実施施設数		1か所	1か所	1か所

- 児童養護施設「亀山学園」に委託をして実施しています。
- 毎年の利用実績にはばらつきがあります。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ショートステイ	①量の見込み （必要量）	100	100	100	100	100
	②確保量	100	100	100	100	100
トワイライトステイ	①量の見込み （必要量）	35	35	35	35	35
	②確保量	35	35	35	35	35
確保の内容（実施施設数）		2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-① （ショートステイ・トワイライトステイ共通）		0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 平成27年に坂出市に開所予定の施設と業務委託契約の締結を検討し、利用希望者がより利用可能となるよう、体制づくりに努めます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4ヶ月までの乳児のいる全家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
対象者数（出生児数）	1,076	1,006	988
訪問人数	976	920	900
訪問率	90.7%	91.5%	91.1%

- 対象者から、新生児訪問連絡票（ハガキ）や電話、メールなどで訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師が約束した日に訪問しています。また、連絡が取れない人には、直接訪問し状況把握を行っています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	1,011	1,010	1,013	1,007	1,003
②確保量	1,011	1,010	1,013	1,007	1,003
確保の内容（実施体制）	香川県助産師会に委託 リスクのある子どもについては、丸亀市健康課の保健師が訪問				
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、0歳児人口の98%が出生児であるという実績を踏まえて算出。

【今後の方針】

- 現状で提供体制は確保できているため、今後は、訪問率100%を目指します。
- 育児に不慣れな保護者の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うとともに、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努め、養育支援訪問事業等につなげていきます。

(6) 養育支援訪問事業等

養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の育児・家事などの養育能力を向上させるために支援を行う事業です。

また、丸亀市要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るための取組みも支援します。

【提供区域】 全市1区域

【現状(～平成26年度)】

(単位：人、件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
訪問実家庭数	64	93	30
延べ訪問件数	66	93	30

- 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)の面談などにより、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭又は虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、助産師などが訪問・相談指導を行っています。
- 産褥期に育児や家事などの援助を必要とする家庭へ、養育支援の手段のひとつとしてホームヘルパーを派遣し、保護者の育児負担の軽減を図っています。

【量の見込み・確保方策】

(単位：人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
①量の見込み(必要量)	93	93	93	93	93
②確保量	93	93	93	93	93
確保の内容(実施体制)	・香川県助産師会に委託 ・リスクのある子どもについては、丸亀市健康課の保健師が訪問				
②-①	0	0	0	0	0

※量の見込みは、毎年の実績にばらつきがあり、今後の動向を予測することが難しいため、過去の最大利用率実績に推計人口を乗じて算出。

【今後の方針】

- 現状で提供体制は確保できているため、乳幼児期の虐待を未然に防ぐ観点から、医療機関などと連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。
- 児童虐待の予防・早期発見・早期対応のためには、教育・保育施設や学校、西部子ども相談センター(児童相談所)、医療機関などの緊密な連携が不可欠となることから、引き続き、連携強化を図るとともに、丸亀市要保護児童対策協議会の中で、個々のケースについて具体的な対応方法など検討します。

(7) 地域子育て支援拠点事業

主に3歳未満の乳幼児及び保護者を対象に、公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、育児不安などについての相談・指導、子育てサークルなどへの支援、子育てに関する情報提供、育児講習などの事業を行い、地域の子育て家庭に対し支援を行う事業です。

【提供区域】 5区域(島しょ地域を除く)

【現状(～平成26年度)】

(単位:人回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用回数	23,331	19,354	23,529
実施施設数	8か所	8か所	9か所

○平成26年度現在、保育所(園)6か所、NPO法人など4か所、合計10か所で実施しています。

区域	実施施設	(か所)
東中学校区	コムコムひろば	1
西中学校区	恵城保育園 ※他に、コムコムひろば～出張ひろば～(週1回開設)があります。	1
南中学校区	城辰保育所、誠心保育園、ひつじヶ丘保育園、あかちゃんうさぎ	4
綾歌中学校区	富熊保育所、コムコムひろばあやうた	2
飯山中学校区	飯山北第一保育所、子育てひろばたんぼぼ	2

○おおむね3歳未満児を対象とした事業ですが、対象児の兄弟など、3歳以上児の利用もみられます。

【量の見込み・確保方策】

(単位:人回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
②確保量	33,200	33,200	33,200	33,200	33,200
確保の内容(実施施設数)	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 保護者同伴での利用であるため、定員などの設定はありませんが、現在の実施か所数で必要量を確保します。
- 利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していきます。

(8) 一時預かり事業

●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

幼稚園において主に在園児を対象に、通常の教育時間の前後や土曜日曜、長期休業中に教育を行う事業で、現在の預かり保育です。今後、幼稚園が認定こども園に移行して保育認定を受けた子どもを受け入れ、施設型給付を受けることになるものを除き、新制度においては、一時預かり事業として実施します。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

- 平成25年度の延べ利用日数は、20,659人日となっています。
（市内私立幼稚園：17,411人日、近隣市町私立幼稚園：3,248人日）
- 平成26年度現在、市内では私立幼稚園2か所で実施しています。また近隣市町では、主に私立幼稚園3か所での広域利用もみられます。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	19,400	19,400	19,400	19,400	19,400
（1号認定）	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
（2号認定）	17,100	17,100	17,100	17,100	17,100
②確保量	19,400	19,400	19,400	19,400	19,400
確保の内容（実施施設数）	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域	2か所+広域
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

- 近隣市町の私立幼稚園の利用も可能であることから、市内においては現在の実施か所数で必要量を確保します。

●幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）以外

保護者の就労・病気などにより、家庭において一時的に保育が困難となった就学前の子どもを、保育所（園）などで受け入れ、保育を行う事業です。

【提供区域】 5区域（島しょ地域を除く）

【現状（～平成26年度）】

（単位：人日）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用日数	4,272	5,646	5,139
実施施設数	6か所	6か所	6か所

○平成26年度現在、公立保育所1か所と私立保育園4か所、NPO法人1か所、合計6か所で実施しています。

区域	実施施設	（か所）
東中学校区	コムコムひろば	1
西中学校区	(公)城南保育所、(私)恵城保育園、(私)虎岳保育園、(私)しおや保育所	4
南中学校区	(私)ひつじヶ丘保育園	1
綾歌中学校区		0
飯山中学校区		0

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み（必要量）	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
②確保量	5,500	6,200	6,900	6,900	7,600
確保の内容 （新たに開設する区域）	6か所	7か所 （綾歌）	8か所 （東）	8か所	9か所 （飯山）
②－①	▲2,100	▲1,400	▲700	▲700	0

※ファミリー・サポート・センター事業（就学前児童）による預かりを含みません。（P56参照）

【今後の方針】

○区域に1か所以上の実施施設を開設し、教育・保育施設を利用しない子育て家庭への支援として、事業の充実に努めます。

【区域別 量の見込みと確保方策】

(単位：人日)

<東中学校区>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保量	700	700	1,300	1,300	1,300
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所
②-①	▲700	▲700	0	0	0

<西中学校区>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
②確保量	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200
確保の内容(実施施設数)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
②-①	0	0	0	0	0

<南中学校区>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	700	700	700	700	700
確保の内容(実施施設数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	0	0	0	0	0

<綾歌中学校区>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	0	700	700	700	700
確保の内容(実施施設数)	0か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②-①	▲700	0	0	0	0

<飯山中学校区>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	700	700	700	700	700
②確保量	0	0	0	0	700
確保の内容(実施施設数)	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
②-①	▲700	▲700	▲700	▲700	0

(9) 病児・病後児保育事業

子どもが発熱などの急な病気になった場合に、病院・保育所(園)などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状(～平成26年度)】

(単位：人日)

		平成24年	平成25年
丸亀市民による延べ利用日数		888	1,075
うち、市内 施設の利用	おかだ小児クリニック～おひさま～	556	685
うち、市外 施設の利用	(善通寺市)・かろ子育てプラザ 21～らっこ～ ・にしかわクリニック病児保育室 ～げんきになあれ～ (坂出市)・総合病院回生病院 (綾川市)・綾川町病児保育室～うぐいす～	332	390

- 平成24年度から、丸亀市柞原町の「おかだ小児クリニック～おひさま～」で実施しています。定員は1日5人、対象は生後6か月から小学校3年生の児童です。
- 丸亀市外住民による市内施設「おひさま」の利用状況は、平成24年度86人日、平成25年度152人日です。
- インフルエンザなどの感染症の流行により利用者数の増減があります。(平成25年度はインフルエンザの大流行が要因となり、冬場(特に2月)の利用が増大)

【量の見込み・確保方策】

(単位：人日)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
②確保量	1,100	1,300	1,300	1,300	1,300
確保の内容(市内実施施設数)	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
②-①	▲200	0	0	0	0

【今後の方針】

- 平成27年度より定住自立圏域(丸亀市・善通寺市・琴平町・多度津町・まんのう町)内の子どもは、圏域内施設を同一料金(現在の市内料金)で利用可能となるため、利用者の拡大が見込まれます。
- 現状の実施施設と市外施設の広域利用で必要量は確保できる状況ですが、突発的・集中的に利用が発生するため、平成28年度に南部地域で1か所開設をすることで、今後のニーズに対応できるよう努めます。
- 関係機関と連携して周知を図るとともに、利用しやすい環境の整備に努めます。

(10) 子育て援助活動事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生の児童を有する子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人、件）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
おねがい会員数	168	269	441
まかせて会員数	108	121	150
両方会員数	9	13	16
活動件数	627	831	1,066

- 平成22年7月から、社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会に業務委託して事業を実施しています。
- おねがい会員・まかせて会員ともに会員数は年々増加しています。
- 活動内容として、送迎事業（幼稚園・保育所利用前後の送迎、青い鳥教室利用前後の送迎など）の利用が最も多く、全体の約57%を占めています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み （必要量）	就学前	720	776	831	886	942
	小学生	580	624	669	714	758
	計	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
②確保量		1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
②-①		0	0	0	0	0

※就学前児童については、国の手引き（ワークシートで算出）では、一時預かり事業（保育所型）の中に入れて算出されますが、本市では、一時預かり事業（保育所型）について、独自の補正を行い、実態に近い量を見込んでいることから、就学前児童のファミリー・サポート・センター事業の必要量は、この項で量の見込みを掲載しています。

【今後の方針】

- 利用件数を増やすためには、まかせて会員の増加が必要となることから、継続的にファミリー・サポート・センターについての情報提供を行い、会員の増加を図ることで、必要量を確保します。
- 受託業者が行う「まかせて会員養成講座（年3～4回程度開講）」のうち、1回は丸亀市・坂出市・宇多津町との合同研修を行うなど、今後も研修の効率化に努めます。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【提供区域】 全市1区域

【現状（～平成26年度）】

（単位：人回）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
延べ利用回数	12,404	11,892	11,548

○ 平成26年度の内容及び受診回数は次のとおりです。

- ①妊婦一般健康診査 14回以内（妊婦一人につき受診票を14枚交付）
- ②血液検査

血液型 1回、血球算定(貧血など) 3回、血糖 2回、 B型肝炎抗原 1回、C型肝炎抗体 1回、HIV抗体 1回、 梅毒血清反応 1回、風疹ウイルス抗体 1回、 HTLV-1抗体 1回

- ③子宮頸がん検診（細胞診） 1回
- ④超音波検査 3回
- ⑤GBS検査 1回
- ⑥性器クラミジア検査 1回

○ 県内の医療機関に委託して実施、現物給付としています。

○ 県外の医療機関については、後日申請により償還払いで対応しています。

○ 平成26年度の公費負担上限額は、妊婦一人あたり109,800円となっています。

【量の見込み・確保方策】

（単位：人回）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(必要量)	11,754	11,743	11,777	11,709	11,663
②確保量	11,754	11,743	11,777	11,709	11,663
確保の内容(実施体制)	実施場所：県内産婦人科医療機関及び助産所 実施体制：香川県医師会及び香川県助産師会に委託 里帰りで県外医療機関受診の場合は、償還払いで対応				
②-①	0	0	0	0	0

【今後の方針】

○ 現状で、提供体制は確保できています。

○ 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

5. 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

- 幼稚園・保育所・認定こども園において、人格形成の基礎を育む就学前教育・保育の重要性をふまえ、どの施設であっても統一した考えのもと、教育・保育が展開されることが大切です。そのため、本市において『丸亀げんきっ子夢プラン』を作成し、教育・保育に直接携わる、幼稚園教諭、保育士、保育教諭が共通理念のもと、幼児との生活を展開していくように努めていきます。
- 『丸亀げんきっ子夢プラン』においては、幼稚園・保育所・認定こども園だけでなく、広く地域との連携を図りながら、未来を担う子どもたちを育てていくことをめざしています。
- 幼稚園・保育所・認定こども園は、就学前の学校教育・保育のよさを活かした園づくり、園運営を行うとともに、幼稚園教育要領や保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、幼稚園教諭、保育士、保育教諭による合同研修、人事交流などを推進し、学校教育・保育の共通理解や人材育成に努めるなど、教育・保育従事者の資質の向上を図ります。
- すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な配慮を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、すべての教育・保育従事者が等しく対応できるよう、資質の向上に努めます。

(2) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

- 新制度では、保護者の就労状況などに関わらず、個々のニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せもち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や既存施設からの移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。
- 国の動向を踏まえながら、本市においても、さまざまなニーズに対応するため、多様な選択肢のひとつとして、保護者の就労状況に関わらず入園可能な認定こども園を、将来的には各区域に1か所以上の開設を目指します。
- 公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行する場合、まずは3歳児から5歳児の受入れについて検討します。なお0歳児から2歳児の受入れが必要な場合は、調理施設の増設が必要であるため、施設の老朽化などを考慮し検討していきます。
- 私立の既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、国の制度や支援などに関する情報を積極的に提供し、認定こども園への移行を進めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

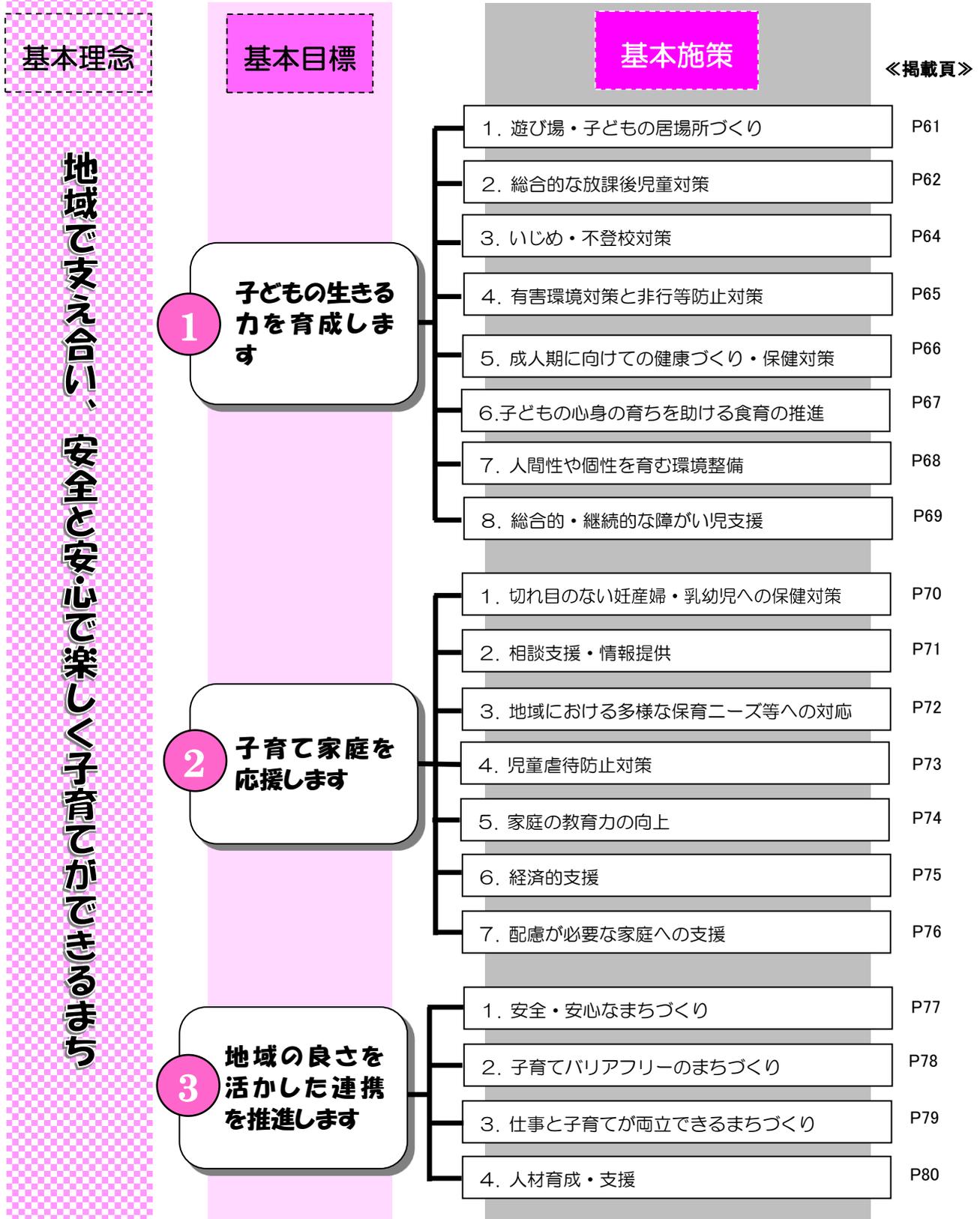
- 幼稚園・保育所・認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設であり、一方、小規模保育施設などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳未満児の保育を、地域に根差した身近な場で提供する役割を担うものです。この両者が相互に補完することによって、教育・保育の量の確保と質の向上を図る必要があります。
- 本市では、3歳未満児を中心に待機児童が発生していることから、新たに開設を計画する地域型保育事業者などへ積極的に情報提供を行い、新規参入を促します。また、教育・保育施設と地域型保育事業者の十分な情報共有と連携に努めます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

- 幼稚園・保育所・認定こども園は、小学校以降の教育や生活の基礎となることを踏まえ、発達や学びの連続性に配慮した教育・保育を行う必要があります。また、異年齢間の交流の機会が減少する中で、小学校入学時に集団行動がうまく取れないなどのいわゆる「小1の壁」について、就学前児童の不安や緊張を和らげ、小学校生活にスムーズに適應できるようにするには、幼稚園・保育所・認定こども園や小学校が連携した取組みを行う必要があります。そのため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換、合同研修などの機会を設け、小学校への円滑な接続に取り組めます。

第4章 子ども・子育て支援施策の推進

■ 施策の体系



基本目標 1 子どもの生きる力を育成します

1. 遊び場・子どもの居場所づくり

《現状と課題》

都市化が進み、子どもの成長にとって大切な遊び場や自然と接する機会・場が減少し、ゲーム機やインターネットの普及とも相まって、屋内での遊びや一人で遊ぶ子どもが増加しています。その結果、子どもの体力の低下や、社会性が育ちにくいという状況が生じています。

アンケート調査結果によると、丸亀市が子育てしやすいまちだと思わないと回答した人の理由については、「公園や児童館など子どもの遊び場が少ない」が最も多くなっています。

本市には、公園（148か所）、地域の遊び場（14か所）、児童館（6か所）があるほか、乳幼児に遊びを提供する場として、地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センターやひろば）などがあります。また、スポーツ少年団や子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト活動などの団体活動も、異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所として重要な役割を担っています。

子どもの健やかな育成のためには、年齢に応じて、遊びを通した子ども同士の交流や、自然や社会とのふれあい、文化・芸術・スポーツ活動などの豊かな体験を積み重ねることが欠かせません。そのため、子どもがいいきと安心して遊べる場の整備や仲間づくり、また、さまざまな体験ができる機会と場の提供を、家庭、地域、行政が協働して進める必要があります。

《今後の方針》

- 継続して遊具改修を実施し、地域における子どもの遊び場（児童公園など）の適切な維持管理に努めます。
- 児童館において、遊びの拠点と居場所を提供し、さまざまな活動に自発的に取組めるよう支援します。また、一部、指定管理者制度の導入も含め、効率的で、充実したサービスの提供に努めます。
- 地域の団体やNPOなどと連携して、さまざまな子どもの団体活動を推進します。

《主な取組み》

- 児童館事業（子育て支援課・人権課）
- 遊び場の整備（都市計画課・子育て支援課）
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援課・幼保運営課）
- 子ども会活動等の団体活動（市民活動推進課）

2. 総合的な放課後児童対策

《現状と課題》

本市では、保護者が就労などで昼間家庭にいない児童について、家庭に代わる安心して過ごせる生活の場として、島しょ地域を除くすべての小学校区において「青い鳥教室」を実施しています。また、地域の子どもの対象として、放課後や週末などに、地域の方の参画を得て、学習・スポーツ・文化活動などを行う「放課後子ども教室」事業を7校区7か所で実施しています。

国においては、いわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して『放課後子ども総合プラン』を策定し、これを踏まえ、市町村において、「全ての児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、小学校の余裕教室などの活用や、教育と福祉との連携方策などについて検討しつつ、一体型を中心とした放課後児童クラブ（青い鳥教室）及び放課後子ども教室を計画的に整備する。」とされました。

本市においても、国の『放課後子ども総合プラン』に基づき、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後児童対策を検討していく必要があります。

《今後の方針》

- 「青い鳥教室」の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」の拡大に努めます。（「青い鳥教室」についてはP46・47に詳細を記載。）
- 「青い鳥教室」と「放課後子ども教室」の交流ができるよう、両事業の関係者が情報共有し、連携して実施する体制整備を検討します。

《主な取組み》

- 放課後子ども総合プランの推進（教育部総務課）

■ 青い鳥教室・放課後子ども教室の実施状況

(単位：教室)

小学校区	青い鳥教室	放課後子ども教室	小学校区	青い鳥教室	放課後子ども教室
城乾	1	1	飯野	1	1
城坤	2	1	垂水	2	
城北	1		岡田	1	
城西	2		栗熊	1	
城南	2		富熊	1	
城東	2	1	飯山南	2	1
郡家	2		飯山北	2	1
城辰	1	1	合計	23 教室	7 教室

資料：平成26年度現在

■ 青い鳥教室一覧

(単位：人)

中学校区	教室名	1年生	2年生	3年生	4年生	合計
東中学校区 〔5教室〕	城乾青い鳥教室	21	13	9	3	46
	城北青い鳥教室	16	13	10	7	46
	城東第1青い鳥教室	19	24	11	6	60
	城東第2青い鳥教室	14	21	13	5	53
	飯野青い鳥教室	20	17	19	2	58
西中学校区 〔5教室〕	城坤南青い鳥教室	16	15	13	2	46
	城坤北青い鳥教室	13	15	18	3	49
	城西第1青い鳥教室	19	21	25	0	65
	城西第2青い鳥教室	11	16	9	4	40
	城南第1青い鳥教室	21	15	15	5	56
南中学校区 〔6教室〕	城南第2青い鳥教室	13	12	12	1	38
	郡家第1青い鳥教室	19	20	22	2	63
	郡家第2青い鳥教室	20	20	18	4	62
	城辰青い鳥教室	16	20	14	6	56
	垂水東青い鳥教室	18	10	11	0	39
綾歌中学校区 〔3教室〕	垂水西青い鳥教室	13	17	11	4	45
	岡田青い鳥教室	23	19	5	3	50
	栗熊青い鳥教室	8	8	7	1	24
飯山中学校区 〔4教室〕	富熊青い鳥教室	18	24	10	5	57
	飯山南第1青い鳥教室	11	12	5	5	33
	飯山南第2青い鳥教室	6	7	11	3	27
	飯山北第1青い鳥教室	28	15	11	2	56
飯山北第2青い鳥教室	18	13	13	8	52	
合計		381	367	292	81	1,121

資料：平成26年3月1日

注記：城南小学校区については、表記上、西中学校区と南中学校区とに分けて記載している

3. いじめ・不登校対策

《現状と課題》

いじめは、恐喝や暴力といった目に見えるものから、無視や仲間はずれといった目に見えにくいもの、さらにはインターネット上での誹謗中傷などさまざまです。それらが深刻化してくると、受け手は不登校となったり、最悪の場合は自死にまでに発展してしまうこともあります。

平成25年6月にいじめ防止対策推進法が成立し、同年9月より施行されました。同法第2条で、「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。以前の文部科学省の定義と違うのは、「自分より弱いものに対して一方的に」「継続的に」という文言が削除されたことと、「心理的、物理的な攻撃」が「心理的又は物理的な影響を与える行為」と変更されていること、さらに、インターネット上でのいじめも含んでいることです。つまり、いじめが従来に比べ広い範囲の行為であることが定義されたのです。

いじめ問題は、日頃からいじめを生まない土壌をつくることはもちろんのこと、早期発見・早期対応が重要です。そのため、日頃から、学校、家庭、地域社会、関係機関が相互の信頼関係を築き、子どもが相談しやすいように努めるとともに、ささいな兆候であっても見逃さないようにすることが大切です。

また、不登校は、学校へ行くのが一時的に嫌になっただけですぐに復帰できる場合や、長期的な不登校又はひきこもりとなってしまう場合があります。その原因や背景は、いじめや友だち関係、学習の遅れなどの学校生活上の問題や家庭環境など多様であるため、不登校になってしまった子ども一人ひとりに対して理解を深め、心に寄り添い対応していく必要があります。

《今後の方針》

- 児童・生徒の心のサインを見逃さず、いじめや不登校に対して早期に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーや臨床心理士などによる相談体制の充実を図ります。
- 不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、心を癒すとともに、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図り、学級担任との人間関係を深め、学校復帰ができるよう努めます。
- いじめの被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、各校に配置されているスクールカウンセラーを活用し、すべての教職員の共通理解のもと、児童・生徒を支える体制づくりを行います。

《主な取組み》

- いじめ・不登校等心の相談（学校教育課）
- 教育支援センター（学校教育課）
- カウンセリング（学校教育課）
- スクールソーシャルワーカー（学校教育課）

4. 有害環境対策と非行等防止対策

《現状と課題》

近年、スマートフォンなどの普及とともに、インターネットを通じたいじめや有害サイトが問題となっているほか、身近な場所において、性や暴力などに関する過激な内容のDVDやコンピュータソフトなどが販売されており、子どもに悪影響を及ぼしています。

本市では、市内 22 地点に白ポストを設置し、地域の協力を得て有害図書・ビデオ・DVD を回収するなど、有害環境対策に努めています。今後は、ネット上の有害情報から子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話やパソコンのフィルタリング利用や、裏サイトの監視なども求められています。

また、マスコミ報道で頻繁にとりあげられている「危険ドラッグ」をはじめとする薬物の乱用、氾濫が社会問題となっています。一方、子どもによる暴力行為、軽犯罪も多発しており、子どもが加害者となる悲惨な事件も発生しています。

本市では、少年犯罪や子どもの非行を未然に防止するために、補導員、教員、警察、地域住民が合同でパトロールや補導活動を行っているほか、少年育成センターでは、非行などの問題行動に対して、子ども本人や保護者などからの相談に電話又は来所で対応しています。

これらの有害環境対策や子どもの問題行動については、学校での対応にとどまらず、家庭、地域、学校及び関係機関が連携して問題に取り組んでいく必要があります。

《今後の方針》

- 白ポストや携帯電話・パソコンのフィルタリング利用などの普及啓発を図り、有害環境対策に努めます。また、メディアへの過度な依存に対して、情報モラル教育を推進します。
- 子どもの問題行動を早期に発見して的確に対応するため、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもたちが集まりやすい場所などを巡回し、非行防止と啓発活動の充実を図ります。また、定期的に近隣の少年育成センターと情報交換を行い、子どもの問題行動の広域化に対応していきます。
- 相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、解決に努めるとともに、相談カードを全小・中高校の児童・生徒に配布し広報に努めます。
- 「危険ドラッグ」などの薬物乱用問題について、学校教育の場においても保健体育の授業などで取り上げるとともに、少年育成センターでも、警察、関係機関などと連携して情報の共有を図るなど、啓発活動の推進に努めます。

《主な取組み》

- 有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発（少年育成センター・学校教育課）
- 情報モラル教育（学校教育課）
- 補導活動（少年育成センター）
- 少年相談（少年育成センター）

5. 成人期に向けての健康づくり・保健対策

《現状と課題》

近年、動脈硬化を引き起こす危険因子であり、おとな特有の病気と思われてきた、高脂血(脂質異常)、高血圧、肥満などの子どもが増えてきており、生涯にわたる健康づくりのためにも、正しい生活習慣を身につけることが求められています。

また、思春期は身体面・精神面で急激に成長、変化する時期であり、心や身体についてさまざまな問題が生じやすい時期です。この時期に抱える問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な対応・支援が必要となってきます。

性行動についても低年齢化が進んでおり、10代の人中絶も増加しています。本市では、小・中学校において性教育や性の悩みなどに対する相談対応を行っていますが、今後も引き続き、性に関する基本的な内容を、子どもの発育・発達に応じて正しく理解させるとともに、子どもが生命の尊さを学び、自分自身や他の人を尊重していくことが重要です。

また、飲酒・喫煙さらには薬物乱用などの問題の増加や、心身症、不登校、ひきこもり、10代の自死や不健康痩せなど、思春期特有の問題も深刻化してきています。

関係機関による連携を強化し、子どもに対する正しい知識の普及・啓発や、心の健康相談などの充実に努める必要があります。

《今後の方針》

- 小児生活習慣病対策として、小学校4年生を対象に血液検査を実施し、子どもと保護者が、食事や運動、睡眠などの生活習慣を見直す機会にするとともに、必要であれば、学校と協力しながら医療機関の受診を進めます。また、今後は中学生を対象にするなど、事業の拡大を検討します。
- 子どもの発達段階などに応じて、子どもたちが正しく判断し、理性的に行動できる力を育むため、性に関する正しい知識についての教育や性感染症予防などの教育を充実します。
- 小学校高学年の保健及び中学校の保健体育の時間を活用し、飲酒・喫煙・薬物乱用が心身に与える影響についての学習を行います。
- 心の問題で悩む児童・生徒には、養護教諭が行うカウンセリングのほか、学級担任・スクールカウンセラーなどと連携し、相談支援を行います。また、学校職員のカウンセリング力の向上を図るため、校内研修を充実します。保護者を対象とした講話などを実施し、家庭における児童生徒のメンタルヘルスの推進を図ります。
- 中学生を対象に、妊婦体験、乳幼児とのふれあい体験などを実施し、体験を通して自分の命の大切さとともに赤ちゃんの命について考える学習を進めます。

《主な取組み》

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ●小児生活習慣病対策（学校教育課） | ●性教育（学校教育課） |
| ●思春期メンタルヘルス（学校教育課） | ●思春期保健教育（学校教育課・健康課） |

6. 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進

《現状と課題》

近年、欠食や孤食、偏食などにより栄養バランスが乱れ、子どもの健康問題が発生しています。乳幼児期の食事の摂り方や食習慣は、将来の健康や人間性に大きい影響を及ぼします。また、健康な子どもを生み育てるためには、母親が妊娠・出産期にバランスのとれた良い食事をとることも大切です。

そこで、正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図るため、ライフステージに応じた食育に取組み、子どもから大人まで、市民一人ひとりが自らの「食」について考え行動できるようになることが重要です。中でも、子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

また、食育は、健康面だけでなく、給食や家庭での望ましい食習慣を通じて、マナーを身につけ、食べ物の大切さや食料の生産、地域の伝統的な食文化などについての知識を得るなど、子どもの心の発達にも寄与します。

子どもの心身の育ちを助ける食育に、保健分野や教育分野と連携しながら、地域全体で取り組む必要があります。

《今後の方針》

- 健康な子どもを生み育てるために、妊娠・出産期からバランスの良い食事をとれるよう、教室の開催、啓発・情報提供に努めます。
- 子どもが生涯健康に過ごすことができるよう、離乳食講習や学校給食、親子料理教室などを通して、望ましい食習慣の形成や食文化の継承を目指し、多様な食の体験を推進します。

《主な取組み》

- 妊産婦の食育（健康課）
- 子どもの食育（健康課・幼保運営課・学校教育課・学校給食センター・市民活動推進課）

7. 人間性や個性を育む環境整備

《現状と課題》

乳幼児期においては、幼稚園・保育所・認定こども園や地域の子育て施設などにおいて、集団の中で生きる力の基盤となる心情、意欲、態度を身につけていきます。また、就学後は、学習や読書活動、スポーツ・文化芸術活動、社会活動などのさまざまな体験活動や、高齢者や外国人など、幅広い世代や地域内外の人々との交流の機会を通して、規範意識や社会性を育み、人間性や個性を高めていきます。

子どもたちが、それぞれの年齢に応じて、感性や好奇心、探究心を醸成できる遊びや体験・学習の場などを整備し、豊かな人間性や個性を育ていけるようにすることが大切です。

《今後の方針》

- 図書館では、ブックスタートやセカンドブック事業を実施し、子どもと本をつなぐ役割を担います。また、子育て支援に係る機関やボランティア団体などと連携・協力し、おはなし会、紙芝居、手遊びなどを実施し、絵本や本との出会い、読書の楽しさを伝えていきます。
- 美術館において、子どもを対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを実施し、子どもたちの感性や創造力を育むことができるように努めます。
- 市内の小・中学校において音楽鑑賞教室を実施することで本物の文化芸術に触れる機会を提供します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、人権・同和教育を推進し、子ども自らが自分の権利に対する意識をもち、自らを守る力を養うことができるよう、また、他人を尊重し、他人を思いやる気持ちを育てます。
- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において、異年齢交流や異学年交流、世代間交流を行い、幅広い社会性や豊かな感性を育てます。
- 子どもの体力が低下傾向にあることから、体育の授業を充実させるとともに、丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進します。

《主な取組み》

- 図書館事業（図書館）
- 文化芸術鑑賞の機会の提供（文化観光課）
- 異年齢交流・異学年交流・世代間交流（幼保運営課・学校教育課）
- 人権教育・啓発（幼保運営課・学校教育課）
- 子どもの体力づくり（学校教育課・スポーツ推進課）

8. 総合的・継続的な障がい児支援

《現状と課題》

近年、特別支援学級に在籍する子どもや、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などの発達障がいのある子どもなど、特別な支援を必要とする子どもの数が増加しています。

特別な支援を必要とする子どもの増加に伴い、社会生活を営む上での特別な配慮の必要性は徐々に認識されつつありますが、支援手法の確立や専門的知識をもった人材の確保は進んでいない状況となっています。

そこで、本市では、障がいのある子どもに対して、特別支援教育や障がい児保育などを実施するとともに、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスを提供し、子どもの育ちを支援してきました。また、発達障がいのある子どもに対しては、一人ひとりのニーズに応じた支援を行える体制の整備に努めてきたところです。

共生社会の形成に向けて、障がい児支援や特別支援教育並びに障がい児保育を発展させていくことが必要です。障がいのある子どもの自立と社会参加に向けて、地域においてさまざまな子どもとふれあいながら心身ともに健やかに育っていけるよう、保健、医療、福祉、教育の分野が相互に連携し、乳幼児期から青年期に至るまでのライフステージに応じて、また、障がいに応じて、一貫性・継続性のある支援が必要です。

《今後の方針》

- すべての障がいのある子どもが、障がいの程度や種別及び教育的ニーズに応じ、適切な教育・保育が受けられるよう支援します。
- すべての障がいのある子どもに対し、乳幼児期から就労まで継続的に一貫した支援が早期から行える体制をつくります。
- 障がいのある子どもが安心して地域で生活できるよう、児童発達支援、放課後等デイサービス、補装具・日常生活用具の給付などの福祉サービスを充実します。
- 発達上、障がいのある子どもについては、親が早期に障がいがあることを認識し、早期対応することで、子どもの育ちに大きな影響があることから、関係機関と連携をとりながら、相談や指導の充実を図り、障がいの早期発見、早期療育に努めます。

《主な取組み》

- 発達相談（健康課）
（こども相談、ことばの相談など）
- 特別支援教育・障がい児保育（幼保運営課・学校教育課）
- 発達障がい児支援（幼保運営課・学校教育課）
- 障がい福祉サービス（福祉課）
（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障がい児相談支援など）

基本目標2 子育て家庭を応援します

1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

《現状と課題》

仕事をする女性の増加や晩婚化、核家族化の進行に伴う家族力の低下や地域とのつながりの希薄化など、子どもを育てる環境が変化してきています。そのため、より身近な場で妊産婦や乳幼児を支える仕組みづくりを行い、家族力を高めるなど、産前産後のサポート体制や育児不安への支援を充実することが必要です。

また、妊娠期を健康で過ごすことは、低体重児出生の予防にもつながります。すべての子どものそれぞれの成長の節目に発達の様子を確認し、子どもの育ちを支援することが必要です。

次代を担う若い世代が子どもを安全に育てられるよう、妊娠・出産から乳幼児期を通じた切れ目のない保健事業を推進するとともに、出産や育児に対する不安や悩みを軽減するための知識の普及や相談支援の充実が求められています。

《今後の方針》

- 安全で快適な出産ができるよう、妊娠初期から健康管理の充実を図るとともに、安心して子育てが始められるよう健康教育・相談事業などを充実します。また、親子の愛着形成への支援や、父親などが育児に関わり、家族で共に子育てできるような家族力を高める取組みを行います。出産後、家庭での育児へスムーズに移行できるよう、産後の心身ともに不安定な時期に助産所などで一定期間過ごすなど、産後のサポート体制を充実します。
- 子どもの病気の予防と早期発見のため、乳幼児の発達段階に応じた健康診査や保健指導、予防接種などを行い、育児支援を充実します。
- 妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時に応じて医療機関と相互に連絡をとり合い、ケース会を開くなど、医療機関などとの連携・充実を図ります。
- 子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行います。

《主な取組み》

- | | | |
|-----------------|--------------------|-----------|
| ●母子健康手帳などの発行 | ●母子保健推進員・愛育班の育成・支援 | |
| ●【再掲】妊産婦の食育 | ●【再掲】子どもの食育 | |
| ●妊娠期からの飲酒・喫煙対策 | ●妊産婦・乳幼児家庭訪問事業 | ●産後支援事業 |
| ●妊婦・乳幼児健康診査 | ●乳児家庭全戸訪問事業 | ●養育支援訪問事業 |
| ●妊産婦・乳幼児相談・健康教育 | ●予防接種 | ●乳幼児の事故防止 |
| ●小児医療 | ●歯科保健 | (以上、健康課) |

2. 相談支援・情報提供

《現状と課題》

子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、いじめ、不登校、学習、非行など、親はさまざまな問題や悩みに向き合いながら子育てをしています。

アンケート調査結果によると、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに多くが子育てについて何らかの不安や悩みを抱えています。子育てに関する相談機関の認知度や利用経験は低いことがわかりました。

育児や子育ての悩みを抱える保護者が孤立しないよう相談支援体制を拡充するとともに、保護者同士が情報交換をし、悩みを話し合えるよう、子育て親子の仲間づくりを進めることが大切です。また、必要な情報をすべての子育て家庭に伝えることができるよう、情報提供機能の強化を図る必要があります。

《今後の方針》

- 利用者の個別ニーズを把握し、相談や情報提供、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業実施施設などとの連絡・調整を行い、各種事業の利用支援などを行う利用者支援事業を実施します。
- 西部子ども相談センター、香川県子ども女性相談センター、保健所、医療機関、警察などの関係機関と常に密接な連携を取り、家庭児童相談の充実を図ります。
- 発達相談については、行動面や情緒面などの発育・発達上でご相談のある方や、「言葉が出ない」「発音が気になる」といったことばについての相談など、今後も継続していきます。
- 地域子育て支援センターやつどいの広場を子育て支援の拠点施設として周知するとともに、子育て中の親子の交流、子育てに関する相談、援助を充実します。
- 子育て情報誌、ホームページ、広報誌などを活用して、子育てに関する情報を継続的に提供します。また、健康診査時や相談窓口などにおいて、各種情報をわかりやすく紹介するよう取組みます。

《主な取組み》

- 利用者支援事業（子育て支援課）
- 家庭児童相談（子育て支援課）
- 【再掲】発達相談（こども相談、ことばの相談など）（健康課）
- 【再掲】発達障がい児支援（幼保運営課・学校教育課）
- 【再掲】地域子育て支援拠点事業（子育て支援課・幼保運営課）
- 子育て支援情報ホームページの作成・運営（子育て支援課）
- 【再掲】妊産婦・乳幼児家庭訪問事業（健康課）
- 【再掲】乳児家庭全戸訪問事業（健康課）
- 【再掲】妊産婦・乳幼児相談・健康教育（健康課）

3. 地域における多様な保育ニーズ等への対応

《現状と課題》

女性の社会進出や働き方の変化による共働き世帯の増加や、核家族世帯の増加などにより、保育所(園)の需要が高まっていますが、本市では、平成23年度以降、年度末には200人以上の待機児童が発生しており、早急に待機児童の解消を図る必要があります。

また、保護者の就労形態や生活スタイルの多様化に伴い、多様化する保育ニーズへの対応も求められています。本市では、これまで、乳児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育、ショートステイやトワイライトステイなどの保育サービスの拡充に努めてきましたが、一部の事業については、「実施施設が自宅から遠く利用しにくい。」といった声も聞かれます。

今後は、地域における需給バランスを考慮しつつ、「地域子ども・子育て支援事業(P43以降参照)」の更なる充実を図っていく必要があります。

《今後の方針》

- 待機児童の解消に向けて、認定こども園への移行や地域型保育事業などの拡充に取組み、地域バランスを考慮して計画的な施設整備を進めます。
- 乳児保育、時間外保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動事業などの地域子ども・子育て支援事業の量及び質の充実を図ります。
- 小学校3年生までの児童の保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とした場合にスムーズに対応できるよう、事業の充実に努めます。

《主な取組み》

- 待機児童の解消(幼保運営課)
- 乳児保育事業(幼保運営課)
- 時間外保育事業(幼保運営課)
- 一時預かり事業(子育て支援課・幼保運営課)
- 子育て短期支援事業〔ショートステイ、トワイライトステイ〕(子育て支援課)
- 子育て援助活動事業〔ファミリー・サポート・センター〕(子育て支援課)
- 病児・病後児保育事業(子育て支援課・幼保運営課)
- 子育てホームヘルプサービス(子育て支援課)

4. 児童虐待防止対策

《現状と課題》

子育てに関する不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などのさまざまな要因が絡みあって、わが子を虐待してしまう親の増加が大きな社会問題となっており、本市においても、児童虐待に関する相談件数が増えています。

児童虐待は子どもの心身に深刻な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。虐待を受けている期間が長期にわたるほど、子どもの心身への影響は大きく、また、重症化する危険性が高くなります。地域の関係機関などが連携して、保護者の窮状や家庭の小さな変化などに早期に気づき、早い段階で適切に対応することができるようにする必要があります。

また、虐待の早期発見・早期対応から、保護・支援・アフターケアに至るまでの被虐待児・保護者への一貫した支援を充実させることが必要です。

■児童虐待対応人数

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ネグレクト	18	29	35
身体的虐待	15	26	33
心理的虐待	10	11	8
性的虐待	0	1	0
合 計	43	67	76

《今後の方針》

- 講演会の実施や広報紙などにより、子ども一人ひとりの人権が守られるよう人権啓発活動を行い、次代を担う子どもが安心して健やかに成長できる社会づくりを進めます。
- 保護者の孤立化や育児不安などから児童虐待につながらないよう、きめ細かな相談支援や仲間づくりに努めます。
- 西部子ども相談センターや香川県子ども女性相談センターをはじめ主任児童委員、福祉推進委員などの福祉関係者、保健、医療、教育、警察などと綿密な連携のもと、要保護児童対策地域協議会の効率的な運営を図り、引き続き児童虐待の発生予防・早期発見に努めるとともに、ケースに応じて継続的で一体的な支援を行います。

《主な取組み》

- 人権教育・啓発（人権課・幼保運営課・学校教育課）
- 心の健康づくりと仲間づくり（健康課）
- 要保護児童対策地域協議会（子育て支援課）

5. 家庭の教育力の向上

《現状と課題》

子どもにとって生活の場の基本は家庭であり、家庭教育は、すべての教育の出発点です。家庭は、基本的な生活習慣やモラルの形成、自立心や自制心、社会的なマナーなど、「生きる力」の基礎的な資質や能力を身につける上で重要な役割を果たすものです。

ところが、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化などにより、子育て家庭は従来のように親族や近隣から日常的な支援や助言を受けながら、実際の子育てを通して自然に子育て力を高め、「親」として成長していくことが難しくなっており、家庭における教育力の低下が指摘されています。

また、いじめや校内暴力、不登校、高校中退などのさまざまな問題については、学校だけで対処できるものではなく、家庭や地域の協力が必要であり、特に関係機関である PTA との連携強化が不可欠です。

子どもたちが自分らしく、健やかに成長していくために、家庭教育の重要性を認識し、地域や学校とのつながりの中で、家庭の教育力の向上に努める必要があります。

《今後の方針》

- 保護者の教育力を高めるため、子どもの成長や子育てに関する知識や技術が学べる講座を開催し、子どもの成長や子育てについて理解を深めます。また、講座に参加することで、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決につなげていきます。

《主な取組み》

- 家庭教育講座（市民活動推進課）
- 子ども講座（市民活動推進課）
- PTA との連携（学校教育課）

6. 経済的支援

《現状と課題》

国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成23年）によると、理想の子どもの数をもたない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が圧倒的に多く、経済的負担が少子化の大きな原因の一つであることが明らかとなっています。特に、20歳代から30歳代の若い世代では所得が少ない家庭が多く、負担感が大きくなっています。このままでは、少子化はさらに進み、社会活力の低下につながり、地域経済の混迷などが続くことで、さらに少子化の進行に拍車がかかります。

本市では、中学校卒業（満15歳）までの子どもに対して、入院・外来ともに医療費の健康保険診療にかかる自己負担部分を助成したり、ひとり親家庭などにおける母・父・18歳までの児童にかかる医療費の健康保険診療にかかる自己負担分を助成するなど、子育て家庭の医療費にかかる負担軽減に努めてきました。また保育料についても、多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ってきました。さらに、妊娠を望みながら妊娠しない夫婦に対して、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成してきました。

今後も、親になる世代が経済的理由によって子どもをもつことを諦めないよう、また、経済的な理由により子どもが不利益を被らないよう、子育てや教育にかかる経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう支援を行う必要があります。

《今後の方針》

- 平成26年4月1日より、本市のこども医療費助成制度の対象が従来の7歳から15歳へと引き上げられたため、引き続き制度の周知を図ります。
- 不妊治療費やひとり親家庭等医療費の助成、保育料の軽減などの経済的支援に関する制度について、更なる周知を図り、利用促進に努めます。

《主な取組み》

- こども医療費助成制度（子育て支援課）
- 丸亀市こうのとりの支援事業（健康課）
- ひとり親家庭等医療費助成制度（子育て支援課）
- 保育料の軽減（幼保運営課）

注記：国や県の制度は省いています。

7. 配慮が必要な家庭への支援

《現状と課題》

障がいや疾病の有無、貧富、国籍などに関わらず、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、子どもだけでなく、これらの子どもを抱える家庭を含めた支援が求められています。

近年、離婚の増加などによりひとり親家庭が増加していますが、ひとり親家庭の多くは、社会的・経済的に不安定な状況に置かれ、生活は厳しいものになっています。また、平成26年7月に「子どもの貧困率」が16.3%と過去最高を記録したと公表されましたが、その多くがひとり親家庭、特に母子家庭となっており、いわゆる貧困の連鎖によって、子どもの将来が閉ざされないようにしなければなりません。

障がいのある子どもを育てる家庭は、将来に対する不安、日々のストレスや身体的・経済的な負担感を抱えています。また、ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた母子などは、より多くの支援や配慮を必要としています。さらに、子育てに不安や疑問を抱えながらも、気軽に相談できる相手がいない、相談場所を知らないという外国籍の家庭もあります。

本市においては、これらの家庭への支援として、母子（父子）家庭や寡婦などへの生活相談や指導をはじめ、日本語適応支援教室など、配慮が必要な家庭に対してさまざまな事業を実施していますが、さらに内容の充実を図るとともに、コミュニケーション不足や情報不足などが懸念されることから、制度や事業の周知を図る必要があります。

《今後の方針》

- ひとり親家庭などについては、国の基本方針などに即して、生活支援、就業支援、経済的支援を行い、総合的な自立支援を推進します。
- 障がいのある子どもを育てる家庭については、大きな不安感や負担感を抱き、悩み苦しむことにならないよう、相談支援、在宅や施設などの障がい福祉サービスを充実するとともに、経済的負担の軽減に関する国の制度の普及を図ります。
- ドメスティック・バイオレンスによる被害を受けた母子や地域で自立した生活が困難な母子など、社会的養護が必要な母子については、母子生活支援施設などに入所させるなど、自立に向けた専門的な支援を推進していきます。
- 外国籍の子どもや保護者が、子育て支援に関するさまざまな情報を入手しやすいよう、多言語による情報提供に努めます。

《主な取組み》

- ひとり親家庭自立支援（子育て支援課）
- 【再掲】発達障がい児支援（幼保連当課・学校教育課）
- 【再掲】障がい福祉サービス（福祉課）
- 多言語による情報提供（子育て支援課ほか）

基本目標3 地域の良さを活かした連携を推進します

1. 安全・安心なまちづくり

《現状と課題》

近年、子どもを狙った犯罪が多発しており、また、子どもが交通事故の被害者となることも少なくありません。

本市では、子どもの交通事故防止のために、幼稚園や保育所（園）、学校における交通安全教育や地域の交通安全運動を推進し、正しい交通マナーの実践と交通安全意識の高揚を図っています。また、子どもが不審者に声をかけられたり、被害を受けそうになったときに助けを求めるところとして「こどもSOS」を小・中学校通学路にある事業所や住宅などに協力を依頼して設置しているほか、地域住民による防犯パトロール隊など、地域ぐるみで子どもの安全確保を図っています。

今後も、子どもが犯罪や事故から自分の身を自分で守ることができるよう、意識啓発を進めるとともに、地域の人々が子どもの危険を察知し、子どもを犯罪などの被害から守ることができるようなまちづくりを進めることが大切です。

■ 交通事故発生件数の推移

（単位：件）

	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
交通事故発生件数 (県内順位)	1,580 (ワースト 2 位)	1,478 (ワースト 2 位)	1,475 (ワースト 2 位)

資料：香川県警察(各年 12 月末)

《今後の方針》

- 幼稚園・保育所・認定こども園や小・中学校において交通安全教室や防犯教室を実施し、子ども自らが交通事故や犯罪などから自分の身を守る力を養えるよう、意識の向上を図ります。
- 道路などの危険箇所に、必要に応じてカーブミラー、転落防護柵、視線誘導標などの交通安全施設の設置や維持管理に努めます。また、通学路については、地域の人々や道路管理者の主体的な参加のもと、点検を行い、随時改善していきます。
- 不審者情報の提供体制を充実するとともに、地域の人々や団体の協力を得て、「こどもSOS」の設置や自主防犯パトロール活動を支援し、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組みを推進します。

《主な取組み》

- 交通安全施設の整備（建設課）
- 交通安全指導・啓発（環境安全課）
- 通学路のカラー化（建設課）
- 不審者情報の提供（環境安全課・少年育成センター）
- 防犯パトロール（環境安全課）
- 防犯意識啓発（環境安全課）
- 緊急避難場所「こどもSOS」の設置（少年育成センター）

2. 子育てバリアフリーのまちづくり

《現状と課題》

安心して出産し、子育てをするためには、妊産婦や乳幼児連れであっても、安心して外出できる生活環境が必要です。本市では、これまで道路や駅舎、公共施設のバリアフリー化や、公共施設における授乳室やおむつ替えスペースの設置を進めてきました。今後も、安全面に考慮しつつ、妊産婦や子育て家庭の外出に配慮した施設整備を進める必要があります。

また、妊産婦や乳幼児連れの親子に対する周囲の人の配慮を喚起するために、本市においては妊婦にマタニティグッズを配布しています。

ハード面だけでなく、妊産婦への配慮、ベビーカーの使用や子ども連れの親子の外出への理解の促進など、ソフト面も含めた子育てバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。

《今後の方針》

- 妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消などのバリアフリー化、また、危険防止のための手すりの設置などに努めます。
- 公共施設をはじめ、日常的に外出頻度の高い身近な施設において、授乳やおむつ替えに必要なスペース、子ども用トイレなどの整備を促進します。
- 妊産婦や子ども連れの親子の外出を温かく見守り、必要なときには手助けするような地域づくりを進めます。

《主な取組み》

- 歩道等のバリアフリー化の推進（建設課）
- 公共施設における授乳室等の整備促進（公共施設管理課）
- マタニティマークの活用（健康課）

3. 仕事と子育てが両立できるまちづくり

《現状と課題》

働く女性が増加し、「仕事と子育ての両立の難しさ」が少子化の原因の一つと指摘されています。また、子どもをもって働き続ける女性が多くなっているにも関わらず、家庭責任を負っているのはほとんどが女性であり、残業、子どもの病気など緊急時の対応が働く女性にとって大きな課題となっています。

会社や社会において、子どもを育てる責任と喜びを分かち合うためには、男性も含めた働き方の見直しを進めるとともに、安心して預けられる、利用しやすいきめ細かな保育サービスの提供や、仕事と子育ての両立がしやすい職場環境の整備が必要です。

現在、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法、労働基準法の改正などによって法的な整備は随分進みましたが、アンケート調査結果によると、育児休業を取得した父親や、育児休業取得後に職場復帰した際に短時間勤務制度を活用した母親は少数です。また、仕事と子育てを両立していくためには何が必要かという問いに、「両立支援制度」よりも「上司や同僚など職場の理解」を挙げる人の方が多くなっています。

今後は、働く人の家庭環境、子育て環境などに配慮し、柔軟な働き方ができる制度を企業が導入するとともに、単に制度の充実だけでなく、取得や利用しやすい職場の雰囲気をつくる必要があります。仕事と子育てが両立しやすい企業文化の普及については、国や県と連携し、息の長い取り組みが必要です。

《今後の方向》

- 男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、市民、企業、関係団体、行政が協働し、「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みを進めます。
- 家事・育児の負担が女性に偏らないよう、家庭責任を男女が共同で担うという意識の啓発に努めるとともに、男性が育児の知識や技術を身につけることができる機会を提供し、男性の子育てへの参画を促進します。
- 仕事と子育ての両立を支援するために、さまざまな媒体を活用した各種両立支援制度などの情報提供や、事業者に対して、安心して子育てをしながら働くことのできる職場環境の整備について啓発を行います。

《主な取り組み》

- 男女共同参画の推進（人権課）
- 労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励（産業振興課）
- 勤労者の福利厚生と企業への啓発（産業振興課）

4. 人材育成・支援

《現状と課題》

かつて、子どもは親以外のさまざまな大人に見守られながら成長していましたが、地域住民の連帯意識が希薄になったことで、地域の大人が子どもに関わる機会が少なくなり、地域の子育て力が低下してきています。

本市では、これまで、健康づくりを支援する母子愛育班や、登下校の見守りなどを行う地域組織、子ども会やボーイスカウト、ガールスカウトなどの団体が、人と人とのつながりを大切にしながら、地域において子育てを支援する活動を展開してきました。

地域には、まだまださまざまな知恵や技術をもった人が大勢います。また、何らかの形で地域に貢献したいと考える人々もいます。こうした人材を発掘・育成し、地域の子どもや子育て家庭を共に見守っていくための取組みにつなげていくことが重要です。

地域の子育て力を向上させるためには、地域の中で子育て支援に係るコミュニティ活動を担う人材や団体の育成が欠かせません。地域で暮らす子どもや子育て家庭のニーズを受け止め、支援するための人材や団体を確保・育成し、活動を支援することが必要です。

《今後の方針》

- 地域子育て支援拠点や児童館などにおいて、子育てボランティアを育成するため、地域が子育てに対する意識をもち、主体的な活動ができるよう、積極的かつ効果的な研修を支援します。また、ボランティア団体が実際に活動できる機会や場を提供するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。
- 地域ぐるみで子育てを支援するため、地区組織、子育て支援団体、NPO法人などの団体活動を支援します。

《主な取組み》

- 子育てボランティアの育成・支援（子育て支援課・幼保運営課）
- 地区組織・人材育成の仕組みづくり（健康課・子育て支援課・市民活動推進課）
- 子どもの体験活動等に関わる団体等への支援（市民活動推進課）
- 【再掲】子育て援助活動事業〔ファミリー・サポート・センター〕（子育て支援課）

資料編

1. 計画の策定経過

年月日	項目	内容
平成25年 7月12日(金)	第1回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議委員委嘱 ・丸亀市子ども・子育て会議について(会議の役割、会長及び副会長選任) ・丸亀市子ども・子育て支援事業計画(案)の諮問 ・子ども・子育て支援事業計画の策定について
平成25年 9月10日(火)	第2回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)について ・子ども・子育て支援についてのアンケート調査について
平成25年 10月3日(木) ～ 10月22日(火)	アンケート調査	就学前及び小学生の保護者に対してアンケート調査を実施し、子育ての状況や生活の実態、教育・保育事業に対する量的及び質的なニーズを把握した。
平成25年 11月15日(金)	第3回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況について ・丸亀市子ども・子育て支援事業計画における区域設定について ・平成25年度スケジュールについて ・ヒアリング調査の実施について
平成25年 12月18日・19日(水・木) 平成26年1月10日(金)	ヒアリング調査	子育て中の当事者10人、相談支援機関4か所を対象にヒアリング調査を実施し、主に発達障がいがある子どもやひとり親家庭などの現状、ニーズ、子育て支援の課題を把握した。
平成26年 2月22日(土)	丸亀市の子どもの未来を考えるワークショップ	市民が市の現状をどのように捉え、今後どのようにしていきたいか、市民として何ができるかを考え、今後のよりよい子育て、子育て環境の検討を行った。
平成26年 4月21日(月)	第4回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査、ワークショップの報告 ・アンケート調査結果について ・量の見込みについて
平成26年 6月2日(月)	第5回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の量の見込みについて ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて
平成26年 7月7日(月)	第6回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育の量の確保方策(案)について ・地域子ども・子育て支援事業の確保方策(案)について ・条例等で定める各種基準について

平成26年 8月22日(金)	第7回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市子ども・子育て支援事業計画について(量の見込みと確保方策(案)) 条例について パブリックコメントについて
平成26年 8月27日(水) ～9月26日(金)	中間パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> 就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策について
平成26年 10月15日(水)	第1回丸亀市子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成22～25年度の丸亀市次世代育成支援行動計画(後期計画)進捗状況について 新たな丸亀市の子育て支援対策の推進について
平成26年 10月27日(金)	第8回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの結果報告 丸亀市次世代育成支援行動計画(後期計画)の進捗状況評価報告 新たな計画における施策体系(案)について 「保育の必要性の認定に関する基準を定める規則(案)」について 「丸亀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(案)」について
平成26年 11月25日(火)	第9回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> (仮称)丸亀市子ども・子育て支援事業計画素案について
平成27年 1月13日(火)	第10回丸亀市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市子ども・子育て支援事業計画素案について 新しい計画におけるネーミングについて パブリックコメントについて 新制度における利用者負担額について
平成27年 1月23日(金) ～2月23日(月)	パブリック・コメント	<ul style="list-style-type: none"> 丸亀市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
平成27年 3月●日(●)	市長答申	

別紙

4. 子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組み一覧

基本目標 1 子どもの生きる力を育成します

	取組み名称	内容	担当課
基本施策 1 遊び場・子どもの居場所づくり			
1-1-1	児童館事業	子どもへ健全な遊びを提供するとともに、健康の増進や情操を豊かにするための拠点施設として事業を行う。	子育て支援課 人権課
1-1-2	遊び場の整備	公園や遊び場の遊具などの安全点検や安全基準に適した整備を実施する。	都市計画課
		地域に遊び場が少ない子どものために土地所有者の善意によって空き地が開放された場合には、安全に遊べる空間となるよう支援する。	子育て支援課
1-1-3	地域子育て支援拠点事業	P51 参照	子育て支援課 幼保運営課
1-1-4	子ども会活動等の団体活動	異年齢とふれあい、さまざまな体験ができる子どもの居場所づくりに努める。	市民活動推進課
基本施策 2 総合的な放課後児童対策			
1-2-1	放課後子ども総合プランの推進	P62 参照	教育部総務課
基本施策 3 いじめ・不登校対策			
1-3-1	いじめ・不登校等心の相談	教師による子どもへの日常的な声かけや教育相談週間の設定などにより、子どもの不安や悩みに教師が寄り添えるよう努める。また、学校教育サポート室のカウンセラーを派遣したり、県と協力して全市立小・中学校にスクールカウンセラーを配置する。	学校教育課
1-3-2	教育支援センター	学校長からの依頼を受け、不登校に陥っている児童・生徒に居場所を提供し、興味・関心のあることに取組ませることで心を癒す。また、遊びを通して友だちや指導員とのコミュニケーションを図ったり、学級担任との人間関係を深めたりして、学校復帰ができるように努める。	学校教育課
1-3-3	カウンセリング	被害に遭った子どもの精神的な立ち直りを支援するため、学校教育サポート室のスクールカウンセラーを派遣し、全教職員の共通理解のもと児童・生徒を支える体制づくりを行う。	学校教育課
1-3-4	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童・生徒に対し、専門的な立場から家庭へ働きかけたり、関係機関と連携を図るなど、多様な手段を用いて問題解決に努める。	学校教育課

基本施策4 有害環境対策と非行等防止対策			
1-4-1	有害環境対策・フィルタリング利用の普及啓発	少年育成センターの育成だより「かめっこ」において携帯電話・スマートフォンなどにかかるフィルタリングやマナー、ルールについて啓発する。また、薬物乱用問題の情報を共有し、啓発を推進する。	少年育成センター 学校教育課
1-4-2	情報モラル教育	小・中学校に対して、メディアへの過度な依存に対する情報モラル教育を推進する。	学校教育課
1-4-3	補導活動	非行防止対策として、関係団体から推薦された補導員を委嘱し、子どもが集まりやすい場所や危険箇所を巡回し、非行や事故の防止活動の推進と啓発活動の充実を図る。	少年育成センター
1-4-4	少年相談	相談者の立場に立った電話相談や面接相談を行い、その解決に努めるとともに、少年育成センター内に相談専用室を設け、相談者が安心して相談できる環境を提供する。	少年育成センター
基本施策5 成人期に向けての健康づくり・保健対策			
1-5-1	小児生活習慣病対策	小学校4年生を対象に血液検査を実施し、小児生活習慣病のハイリスク児童を早期発見し、児童及び保護者に対して保健指導を実施する。また、必要であれば学校と協力して、医療機関への受診を勧め、生活習慣病の予防に努める。	学校教育課
1-5-2	性教育	小・中学校において、児童・生徒の発達段階や各校の実態に合わせながら、性に関する正しい知識を身につけるための性教育を推進する。	学校教育課
1-5-3	思春期メンタルヘルス	心の問題で悩む生徒に対し、学級担任、養護教諭がカウンセリングを行うとともに、スクールカウンセラーなどと連携して、相談活動を進める。	学校教育課
1-5-4	思春期保健教育	総合的な学習の時間を活用した職場体験学習や家庭科での学習において、幼稚園・保育所・関係機関などの協力を得て、妊婦体験やモデル人形を使っでの保育実習、講演会などを実施する。	学校教育課 健康課
基本施策6 子どもの心身の育ちを助ける食育の推進			
1-6-1	妊産婦の食育	母子健康手帳発行時や訪問などで妊産婦の食事に対する情報提供を行っている。 マイナス1歳から始まる子育て講座などで妊産婦のための食生活や望ましい体重増加、食事バランスガイド、母乳育児のための栄養と食事や離乳食開始前に知っておきたいことなどの啓発を行う。	健康課

1-6-2	子どもの食育	教育・保育施設の子どもやその保護者に対して、食に関する正しい知識を知ってもらうために、食育の土台づくりを図る。	健康課 幼保運営課 学校教育課 学校給食センター
		食育講座や食に関する参加型体験学習を開催する。	市民活動推進課
基本施策 7 人間性や個性を育む環境整備			
1-7-1	図書館事業	子どもと本をつなぐために、生後3ヶ月の子どもにはブックスタートとして絵本を手渡し、親子のふれあいの時間を提供したり、小学校就学前の5歳児にはセカンドブックとして絵本をプレゼントし、「うちどく」の推進と図書館利用のきっかけ作りを行っている。また、地域団体や図書館職員による本の読み聞かせや紙芝居、手遊びなども行う。	図書館
1-7-2	文化芸術鑑賞の機会の提供	美術館において親子を対象としたワークショップや美術館鑑賞教室などを開催したり、小・中学校において音楽鑑賞教室を実施する。	文化観光課
1-7-3	異年齢交流・異学年交流・世代間交流	市内すべての教育・保育施設において、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域団体などと子どもたちとのふれあう機会を推進する。また、小・中学校において、校区内近隣の保育所・幼稚園との異年齢交流、中学校群及び学校内での異学年交流を積極的に推進する。	幼保運営課 学校教育課
1-7-4	人権教育・啓発	教育・保育施設や小・中学校で、毎年「人権・同和教育推進の計画」を作成し、計画的に人権・同和教育を推進する。	幼保運営課 学校教育課
1-7-5	子どもの体力づくり	小・中学校において、児童・生徒に対して積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体を動かす機会を定期的に提供する。また、生涯にわたってスポーツに親しむ契機となるよう、学校教育全体で体力向上に取り組む。	学校教育課
		丸亀市スポーツ少年団に属する団体の交流活動、リーダー養成や指導者の養成などの活動を積極的に支援し、子どもの自主的なスポーツ活動を促進する。また、日頃からスポーツ活動を敬遠しスポーツに触れる機会が少ない子どもたちを対象としたスポーツ講座などを開催するとともに、就学前の親子での外遊びや運動に親しむ機会を提供する。	スポーツ推進課

基本施策8 総合的・継続的な障がい児支援			
1-8-1	発達相談	<p>子どもの発達について悩みのある親子のために、児童心理司、言語聴覚士、臨床心理士、保健師や保育士による相談を実施。</p> <p>こども相談 子どもの心身の発達や情緒、行動などに不安のある親子のために児童心理司による相談を実施している。</p> <p>ことばの相談 きこえやことばの発達に不安のある親子のために言語聴覚士による相談を実施している。</p>	健康課
1-8-2	特別支援教育・障がい児保育	障がいのある子どもを教育・保育施設や小・中学校で受入れ、一人ひとりの教育ニーズに対応できるよう実態把握を行う。また、必要に応じて特別支援教育支援員を配置したり、専門家などによる保育所（園）への巡回カウンセリングや保育士の加配措置などを行う。	幼保運営課 学校教育課
1-8-3	発達障がい児支援	NPO団体と協働で丸亀市発達障がい児支援事業を行い、発達障がいのある子どもの支援を目的として、保護者や保育士、教員などの関係者に対し、相談支援や研修などを実施する。	幼保運営課 学校教育課
1-8-4	障がい福祉サービス	<p>児童発達支援 未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。（医療型は治療も行う。）</p> <p>放課後等デイサービス 就学している障がい児について、学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センターなどの施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などを行うサービス。</p> <p>保育所等訪問支援 保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービス。</p> <p>障がい児相談支援 上記のサービスを利用する児童に、支給決定又は支給変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービスなどの利用状況のモニタリングを行う。</p>	福祉課

基本目標2 子育て家庭を応援します

	取組み名称	内容	担当課
基本施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策			
2-1-1	母子健康手帳などの発行	妊産婦の健康を守り、また、子どもの健康と健全な発育を守るために母子健康手帳を発行する。	健康課
2-1-2	母子保健推進員の育成・支援	地域のボランティアによる妊婦訪問や子育て支援を推進し、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て中の親を孤立させない地域づくりを推進する。	健康課
2-1-3	妊産婦の食育	【1-6-1 再掲】	健康課
2-1-4	子どもの食育	【1-6-2 再掲】	健康課 幼保運営課 学校教育課 学校給食センター 市民活動推進課
2-1-5	妊娠期からの飲酒・喫煙対策	流産や低出生体重児などの予防のために母子健康手帳発行や訪問指導の時に飲酒・喫煙について啓発する。	健康課
2-1-6	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	保健師や助産師が各家庭を訪問し、状況に応じた保健指導を実施する。	健康課
2-1-7	産後支援事業	出産直後の支援が必要な時期に助産所で一定期間過ごすことで、家庭での育児がスムーズに移行できるよう支援する。	健康課
2-1-8	妊婦・乳幼児健康診査	(妊婦健康診査についてはP57 参照) 健康診査により、子どもの発育・発達を確認し、栄養及び育児の個別相談や診察を行うことで、保護者が安心して育児を行えるよう支援する。	健康課
2-1-9	乳児家庭全戸訪問事業	P49 参照	健康課
2-1-10	養育支援訪問事業	P50 参照	健康課
2-1-11	妊産婦・乳幼児相談・健康教育	母子健康手帳発行時やウエルカム広場などにおける相談や、健康や子育てについての情報提供を行うことにより、妊産婦や乳幼児を持つ保護者が安心して子育てできるよう支援する。	健康課
2-1-12	予防接種	病気にかからないように病気に対する抵抗力(免疫)をつくる。 ・BCG ・四種混合(百日せき、ジフテリア、破傷風、不活化ポリオ) ・MR(麻しん風しん混合) ・日本脳炎 ・ヒブ ・小児肺炎球菌 ・水痘	健康課

2-1-13	乳幼児の事故防止	子育て安全チェックリストの配布や健康教育などを通じて、乳幼児の事故防止の啓発を行う。	健康課
2-1-14	小児医療	妊婦や小児の医療に関する情報提供や、必要時には医療機関と相互に連絡をとり合っケース会を開くなど、関係機関との連携を図る。	健康課
2-1-15	歯科保健	妊婦を対象に市内の委託歯科医療機関において歯科健康診査を実施する。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に歯科健康診査を実施する。年に1回、歯と口の健康週間まつりを開催する。これらを通じ、むし歯予防など歯科保健についての意識を高める。	健康課
基本施策2 相談支援・情報提供			
2-2-1	利用者支援事業	P44 参照	子育て支援課
2-2-2	家庭児童相談	子育てに関する心配や不安、引きこもり、非行など、親子のあり方や子どもの育て方を共に考え、問題をどう解決するかについて援助する。	子育て支援課
2-2-3	発達相談	【1-8-1 再掲】	健康課
2-2-4	発達障がい児支援	【1-8-3 再掲】	幼保運営課 学校教育課
2-2-5	地域子育て支援拠点事業	【再掲】 P51 参照	子育て支援課 幼保運営課
2-2-6	子育て支援情報ホームページの作成・運営	市の子育てに関する情報や子育て団体の情報などを一つのホームページに集約するとともに、多様な媒体に対応した情報発信を行う。	子育て支援課
2-2-7	妊産婦・乳幼児家庭訪問事業	【2-1-6 再掲】	健康課
2-2-8	乳児家庭全戸訪問事業	【再掲】 P49 参照	健康課
2-2-9	妊産婦・乳幼児相談・健康教育	【2-1-11 再掲】	健康課
基本施策3 地域における多様な保育ニーズ等への対応			
2-3-1	待機児童の解消	P29 参照	幼保運営課
2-3-2	乳児保育事業	保護者の就労事情などにより、0歳児からの保育を実施する。	幼保運営課
2-3-3	時間外保育事業	P45 参照	幼保運営課
2-3-4	一時預かり事業	P52・53・54 参照	子育て支援課 幼保運営課
2-3-5	子育て短期支援事業	P48 参照	子育て支援課
2-3-6	子育て援助活動事業	P56 参照	子育て支援課
2-3-7	病児・病後児保育事業	P55 参照	子育て支援課 幼保運営課
2-3-8	子育てホームヘルプサービス	小学校3年生までの子どもの保護者が、疾病や出産などの理由で一時的に育児・家事に関する援助を必要とする場合、家庭へホームヘルパーを派遣する。	子育て支援課

基本施策4 児童虐待防止対策			
2-4-1	人権教育・啓発	子どもの人権について、広報紙への掲載、講演会の実施など意識啓発を行う。	人権課
		【1-7-4 再掲】	幼保運営課 学校教育課
2-4-2	心の健康づくりと仲間づくり	こころの健康相談の開催や母子愛育班、母子保健推進員などと協力し、地域の中で親子が孤立しないよう支援する。	健康課
2-4-3	要保護児童対策地域協議会	関係機関の代表者により構成される代表者会（年1回開催）、関係機関の職員で構成される実務者会（月1回開催）の他、必要に応じ随時開催される個別ケース検討会議があり、要保護児童及びその保護者の早期発見や適切な保護、支援のために、情報交換や役割分担などを行い、共通認識を図る。	子育て支援課
基本施策5 家庭の教育力の向上			
2-5-1	家庭教育講座	教育・保育施設や小・中学校に通う子どもの保護者を対象に家庭教育講座を実施し、子どもに関わる大人の学びの場を提供し、子どもの成長について理解を深めたり、自身の抱える課題を共有して解決へ導く。	市民活動推進課
2-5-2	子ども講座	親子のふれあいや物づくり体験に主眼を置き、知識や技能の習得に加え、新たな仲間づくりの機会を提供する。	市民活動推進課
2-5-3	PTAとの連携	共通課題（小・中学生のスマホ等適正な利用）について、情報交換を活発に行い協働して課題解決に取り組む。	学校教育課
基本施策6 経済的支援			
2-6-1	こども医療費助成制度	中学校卒業（満15歳）までの子どもに対し、入院・外来ともに医療費の健康保険診療にかかる自己負担分を助成するなど、子育て家庭の医療費にかかる負担軽減を図る。	子育て支援課
2-6-2	丸亀市こうのとりのり支援事業	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦に対して治療費の一部を助成し負担軽減を図る。	健康課
2-6-3	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭などにおける母（父）と18歳までの児童にかかる医療費の健康保険診療にかかる自己負担部分を助成し、負担軽減を図る。	子育て支援課
2-6-4	保育料の軽減	多子家庭やひとり親家庭、低所得家庭に対して保育料を軽減し、子育て家庭における経済的な負担を緩和する。	幼保運営課

基本施策7 配慮が必要な家庭への支援			
2-7-1	ひとり親家庭自立支援	ひとり親家庭などについて自立を目的とした相談指導や情報提供をはじめ、経済的自立と生活意欲の助長を目的とした資金の貸付、経済的自立に効果の高い資格を取得する場合の経費の一部支給などを行う。	子育て支援課
2-7-2	発達障がい児支援	【1-8-3 再掲】	幼保運営課 学校教育課
2-7-3	障がい福祉サービス	【1-8-4 再掲】	福祉課
2-7-4	多言語による情報提供	市民向け文書において多言語にする必要がある場合に、英語をはじめとする多言語文書を作成する。	子育て支援課ほか

基本目標3 地域の良さを活かした連携を推進します

	取組み名称	内容	担当課
基本施策1 安全・安心なまちづくり			
3-1-1	交通安全施設の整備	交差点での事故防止のためにカーブミラーを設置したり、道路の高低差がある危険箇所に転落防止柵を設けるなど、安全な道路環境の整備を行う。	建設課
3-1-2	交通安全指導・啓発	教育・保育施設において、交通ルールを遵守する大切さや、交通安全に必要な知識の習得を目的に、交通安全キャンペーンや交通安全教室を実施し、交通安全意識の普及・浸透を図る。	環境安全課
3-1-3	通学路のカラー化	狭い市道において歩行空間が明確になるよう通学路をカラー化し、安全対策を具現化する。	建設課
3-1-4	不審者情報の提供	希望者へ FAX で不審者情報を提供するとともに、注意を呼びかける。	環境安全課 少年育成センター
3-1-5	防犯パトロール	地域ぐるみで地域安全活動（自主防犯パトロール隊）が行われるよう支援する。	環境安全課
3-1-6	防犯意識啓発	市民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現のために地域安全活動を推進し、防犯安全意識の高揚を図る。	環境安全課
3-1-7	緊急避難場所「こどもSOS」の設置	子どもを不審者などによる犯罪から守るために、緊急避難場所となる「こどもSOS」を設置する。	少年育成センター
基本施策2 子育てバリアフリーのまちづくり			
3-2-1	歩道等のバリアフリー化の推進	妊産婦や子どもをはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、スロープの設置や段差の解消などを行う。	建設課
3-2-2	公共施設における授乳室等の整備促進	子ども連れの親子が安心して外出できるよう、授乳やおむつ替えスペース、子ども用トイレなどの施設整備を促進する。	公共施設管理課
3-2-3	マタニティマークの活用	母子健康手帳発行時に妊婦に対する周囲の人の配慮を喚起するために、マタニティマークを啓発する。	健康課
基本施策3 仕事と子育てが両立できるまちづくり			
3-3-1	男女共同参画の推進	男性も女性も子育てをしながら働くことができる社会を実現するために、男性の育児参画を啓発する講演会の開催や、男女共同参画情報誌の発行、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発などを行う。	人権課
3-3-2	労働時間短縮やフレックスタイム制の奨励	国や県が行う当該事業について、市ホームページへの掲載や、パンフレットの設置など、情報を発信する。	産業振興課

資料編 4.子ども・子育て支援施策の推進に係る主な取組み一覧

3-3-3	勤労者の福利厚生と企業への啓発	福利厚生サービスを提供する中讃勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、また、企業にPRすることで、中小企業で働く従業員の福利厚生の向上に努める。	産業振興課
基本施策4 人材育成・支援			
3-4-1	子育てボランティアの育成・支援	地域子育て支援拠点などにおいて、子育てボランティアを養成するための研修を行う。	子育て支援課 幼保運営課
3-4-2	地区組織・人材育成の仕組みづくり	地域の健康づくりを推進する母子愛育班をはじめ、社会全体で子どもの健やかな成長を見守り子育て家庭を支える地域づくりを支援する。	健康課 子育て支援課 市民活動推進課
3-4-3	子どもの体験活動等に関わる団体等への支援	子どもに体験活動の場を提供するボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会育成連絡協議会などへ支援を行う。	市民活動推進課
3-4-4	子育て援助活動事業	【再掲】P56 参照	子育て支援課